

第 37 回 宍粟市議会定例会会議録（第 1 号）

---

招集年月日 平成 22 年 9 月 6 日（月曜日）

---

招集の場所 宍粟市役所議場

---

開 会 9 月 6 日 午前 9 時 30 分宣告（第 1 日）

---

議 事 日 程

- |        |   |
|--------|---|
| 日程第 1  | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第 2  | 会期の決定   |
| 日程第 3  | 議会基本条例調査特別委員会視察研修委員長報告                        |
| 日程第 4  | 第 24号議案 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 5  | 第 25号議案 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 6  | 第 26号議案 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について                |
| 日程第 7  | 第 27号議案 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について  |
|        | 第 28号議案 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8  | 第 29号議案 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について               |
| 日程第 9  | 第 30号議案 ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定について            |
| 日程第 10 | 第 31号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について              |
|        | 第 32号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について              |
| 日程第 11 | 第 33号議案 市道路線の認定及び廃止について                       |
| 日程第 12 | 第 34号議案 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第 2 号）              |
|        | 第 35号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）      |
|        | 第 36号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）     |
|        | 第 37号議案 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第 1 号）         |

- 第 38号議案 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 39号議案 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 40号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 41号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 42号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 43号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 44号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 45号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 46号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 1 3 請願第 3 号 県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議会基本条例調査特別委員会視察研修委員長報告
- 日程第 4 第 24号議案 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 第 25号議案 宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 第 26号議案 宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 第 27号議案 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 28号議案 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 第 29号議案 宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 第 30号議案 ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定について

日程第10	第31号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
	第32号議案	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
日程第11	第33号議案	市道路線の認定及び廃止について
日程第12	第34号議案	平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）
	第35号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第36号議案	平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
	第37号議案	平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）
	第38号議案	平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
	第39号議案	平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
	第40号議案	平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
	第41号議案	平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第42号議案	平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第43号議案	平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	第44号議案	平成22年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
	第45号議案	平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
	第46号議案	平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）
日程第13	請願第3号	県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明 議員

2番 寄川靖宏 議員

3番 高山政信 議員

4番 秋田裕三 議員

5番	西本諭	議員	6番	岡崎久和	議員
7番	東豊俊	議員	8番	福嶋齊	議員
9番	大倉澄子	議員	10番	實友勉	議員
11番	大上正司	議員	12番	木藤幹雄	議員
13番	山下由美	議員	14番	岡前治生	議員
15番	山根昇	議員	16番	藤原正憲	議員
17番	伊藤一郎	議員	18番	岩蒨昭美	議員
19番	小林健志	議員	20番	岡田初雄	議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	畑中正之君	書記	榎谷米男君
書記	尾紀子君	書記	原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	田路勝君	副市長	岩崎良樹君
教育長	小倉庸永君	会計管理者	釜田道夫君
一宮市民局長	西山大作君	波賀市民局長	山本久男君
千種市民局長	山本繁君	企画部長	伊藤次郎君
総務部長	清水弘和君	市民生活部長	大谷司郎君
健康福祉部長	秋武賢是君	産業部長	平野安雄君
農業委員会事務局長	上田学君	土木部長	神名博信君
水道部長	米山芳博君	教育委員会教育部長	福元晶三君
総合病院事務部長	広本栄三君	消防本部消防長	野崎信君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

立秋が過ぎてもう秋なのに暑さは一向に衰えを見せません。実りの風はいつのことなのか、気をもむばかりであります。それでも宍粟の山里の朝夕は黄色のトンボの群れが頭を垂れた稲穂の上を飛び交い、忍び寄る秋の気配を教えてくれています。やがて秋の風が吹き始めますと、雄のトンボはその身を赤くして赤トンボとなります。命を繋ぐための恋の時を迎えます。生きとし生きるものは、いつ、どんな状況にあっても実に几帳面にその役目を果たしています。私もまた人として与えられました役割に襟を正しているところであります。

議員各位には、とりわけ厳しい暑さの中でございましたが、お体を御自愛いただき、本日御健勝にて御出席賜り、ここに第37回宍粟市議会定例会を開会できますことは、市政発展、住民福祉の向上のため、大変喜ばしいことと存じ上げます。

あれから1年がたちました。台風9号による水害も行政当局はもとより、議員各位、市民の皆様方の御努力と御理解をいただきながら、復旧・復興に向かっているところであります。引き続きの御精励をお願い申し上げます。

さて、自治体変革のときにあって、当局においては自治基本条例の制定に努力を傾注されているところですが、議会におきましても、先の6月議会で宍粟市議会条例調査特別委員会を設置し、既に6回の委員会を開催し、岡崎委員長をはじめ11人の委員に御努力願っているところであります。鹿児島県阿久根市や愛知県名古屋市のように市長による議会バッシングともいふべき事態に対し、二元代表制を具現する議会として、議論の質を高め、堂々と宍粟市の発展に寄与し得る機関となるため、魂のこもった議会基本条例の作成に委員全員の意識を高めていかなければなりません。そんな思いも込めた9月定例会になればと考えていますので、よろしくお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、私事にて申しわけございませんが、私、入院加療につきましては議員各位はもとより、行政当局におきましても多大な御迷惑と御心配をおかけいたしましたこと、衷心よりおわび申し上げます。あわせて心温まる御理解、御厚情、御配慮をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。いま少し御迷惑をおかけさせることになろうかと存じますが、引き続き御指導いただきますよう心からお願いを申し上げます。開会のあいさつといたします。ありがとうございます。

市長、あいさつをお願いします。

○市長（田路 勝君） おはようございます。

第37回宍粟市議会定例会の開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日、第37回宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には御健勝にて出席を賜り、誠にありがとうございます。また、日ごろの御精励に対し深く敬意を表す次第であります。

9月に入り、朝夕は幾分過ごしやすくなってまいりましたが、日中は相変わらず猛暑というより、酷暑という毎日になっております。先日には、今年の夏の平均気温は統計開始以来第1位の高い記録となったとの気象庁発表がありました。資料によりますと、6月から8月の平均気温の長期化傾向は右肩上がりというふうになっておりまして、背景には二酸化炭素などの温室効果ガス増加に伴う地球温暖化の影響があらわれているとの分析もあるところであります。今を生きる私たちが、その中でも豊かな自然を有する宍粟市が先駆けとなって地球温暖化の防止や環境保全に真剣に取り組み、未来を託す子どもたちに美しい宍粟を残していかなければと改めて思いを強くいたしているところであります。

さて、宍粟市をはじめ近隣地域に未曾有の被害をもたらした台風9号による豪雨災害から1年が経過をいたしました。この間、国・県をはじめ多くのボランティアの皆さんや地域の方々の御協力、御努力により被災地も概ね以前の生活環境に戻られているように感じているところであります。しかしながら、これからの台風シーズンを控えて、ゲリラ豪雨、集中豪雨の発生が懸念される中、また、安全・安心のまちづくりを推進するためにも、台風9号災害検証及び復興計画検討委員会からの提言等を踏まえ、早期の復興、そして防災・減災対策にさらなる努力を固めていく所存でございます。

漁期や農作物の収穫作業などのために延びております災害復旧工事も来月からは順次着手する計画でありますので、議会におかれましても、どうぞ格別の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会においては、宍粟市地域防災計画の見直しに関連して防災会議の構成委員の見直しを行う宍粟市防災会議条例の一部改正、市営住宅の建て替え事業の完了に伴う宍粟市営住宅条例の一部改正、市民の皆さんの日常生活に大きくかわってまいります簡易水道料金と下水道使用料の見直しに伴う宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部改正と、宍粟市下水道条例及び市民生活排水処理施設条例の一部改正などの条例改正案、ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定に伴う案件、市道路線の認定及び廃止に伴う案件、そして災害に強いまち

づくりや地球温暖化対策、学校規模適正化に係る経費の追加補正を含む一般会計補正予算案件など、合わせまして23件の議案と報告事項1件について御審議をいただく予定といたしております。

議員各位におかれましては、それぞれの案件の内容等を慎重に御審議をいただき、原案に賛同賜りますようお願いを申し上げ、開会に当たってのごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（岡田初雄君） ただいまから、第37回宍粟市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき今期定例会の本会議に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長あての通知書写しのとおりであります。

報告2、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分事項の報告書が市長から議長あて提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告4、本日市長から議案23件が提出されております。

これにて報告を終わります。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡田初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長より指名します。

19番、小林健志議員、1番、岸本義明議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長（岡田初雄君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から9月24日までの19日間に決定しました。

日程第3 議会基本条例調査特別委員会視察研修委員長報告

○議長（岡田初雄君） 日程第3、議会基本条例調査特別委員会視察研修委員長報告についてを議題といたします。

議会基本条例調査特別委員会委員長の報告を求めます。

議会基本条例調査特別委員会委員長、6番、岡崎久和議員。

○議会基本条例調査特別委員会委員長（岡崎久和君） それでは、報告をいたします。

宍粟市議会議長、岡田初雄様。議会基本条例調査特別委員会委員長、岡崎久和。

平成22年度第4回議会基本条例調査特別委員会報告書、下記のとおり委員会を開催し、京丹後市議会の視察を実施しましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

1. 視察年月日、平成22年8月11日水曜日午前7時より市役所を出発、当地に9時45分から11時55分、約2時間の視察を行いました。

視察場所、京都府京丹後市議会会議室。出席委員は11名であります。説明員として京丹後市議会の池田恵一議長、田上議会事務局長、また議会総務課長の中田裕雄課長に説明していただいております。

6番目なんですけど、主な視察・調査内容として京丹後市議会基本条例の取り組み状況について、資料を前もって取り寄せて、そして事前に調査特別委員会委員で学習いたしまして視察に挑みました。それで、京丹後市議会より9項目の説明がありましたので、概略を報告します。

まず、この制定に当たり経緯と経過がありました。また、2番目には議会基本条例への具体的な取り組み、そして3番目には一般質問・自由討議について、4番、地方自治法第96条第2項に基づく議決事項の追加について、第5番目に市民の意見聴取について、第6番目に反問権について、第7番目にインターネット公開について、8番目に政策形成について、9番目に議会報告会について、以上、京丹後市の議長より9項目について詳しく説明がありました。それを受けまして宍粟市議会調査特別委員会の委員のメンバーとしては、前もって質問を調整しておりました。3部会に分かれて質問させていただきました。主な質疑は、18の質問がありましたけど、はしょって報告させていただきます。

まず、地方自治法の第92条第2項の請負の禁止条例があると思うが、どのようにされているか。答えとして、非常に議論があったところで、大学の教授などに問



い合わせしたが、解釈が大変難しい、何親等まで決めていると。これは京丹後市は政治倫理条例を別に制定されていて、その資料を見てくださいということでありました。

次に、質問として、他の議会にはほとんど実施されている政務調査費について、将来的に京丹後市も提案されていくお考えなのかということがありまして、答えとして、当然でありますという答えが返ってきました。

次の質問としまして、議会で賛否しかわからない部分を報告会で賛成、反対の理由を市民にわかっていただくと言われたが、その進行の仕方は確立した形であるのか。先輩議員から聞くと、自分たちのところでは今まで一方的に周囲の方から文句を言われていると議会の方から市民にこうだということがなかなか言えなかったりということもあったと聞いているような、そういう質問がありまして、答えとして、報告会では班長が司会をし、報告者を2名選ぶ、報告会のための資料を作成する。日程、例えば水道の水洗化計画、議会だよりをもとに説明するので、議会だよりが発行された2、3日後に報告会をするようにしていると。基本的には議会の報告に行く議員個人の報告ではないということを抑えていると。反対・賛成の理由は、司会者の判断で説明すべきことであることは説明してもらおうという手法をとっておられました。

次に、質問としまして、議員同士の自由討議はルールがあるのか。誰が司会してどういうふうに進捗するといったプログラムみたいなものがあれば教えていただきたいという質問がありました。これには答えとして、自由討議はほとんど委員会付託をした案件についてやっている。まず委員会に付託された案件について質疑を行う。質疑が終わった段階で理事者側は退席し、その案件について委員長が意見交換会を行い、その場で議論を闘わせる。その後賛成討論、反対討論を行い、一定の委員の意見を出し終えてから採決をする。意見交換会が2時間、3時間になることもあるという回答でございました。

次に、基本条例が制定されると、報告会は非常に重要なものであるが、今の時点で何が問題であるかという質問に対して、答えとして、自治会の役員であるとか、参加者が限られていると。課題は若い人やお母さん方等にいかに来ていただくかということであるという回答がありました。

次に、我々の理解度、事実とは随分理解度が違うという受けさせていただいた。事実理解度にはばらつきがあると感じている。集中的な研修会、本音のところを聞かせていただければという質問に対して、議会基本条例をつくらなければいかん

というときに、それは何ぞやと思った。まず、当時18年の9月の段階で、うちの議会でもそういう認識を持っている議員さんは本当に少なかったと思う。何かわからないけど、やらなあかんとこの思いで走っていったところもあると思う。実効性を高めるには、市民が議会に対してどう思っておられるかを理解してもらって、これでいいのかということ積み重ねていくことでやらなければならないという思いがだんだん深まってきた。市民の方はどう思っているのか。活性化委員会の中でしっかり検証していく必要がある。うちの職員がアカデミーに行ったときに、基本条例なんて2日でできるよと言われて帰ってきた。今できているところを見て、自分のまちに合うような修正をすればできるわけであるから、それでは意味がないでしょうと言われて帰ってきた。やはり実効性を高めなければ意味がない。だったら実効性を高めるために基本条例の中にどういった情報を盛り込むのかということ、例えば京丹後市みたいに5年以上の計画はすべて議決であるので、当然その計画が上がれば議会として審査する。質問として現実的に議員自身の覚悟がなければなかなか大変だと思う。基本条例そのものが住民にとって、あるいは京丹後にとって意味のあるものになるか、あるいは核となったかということ率直にお感じになったか、本音のところをお聞かせいただきたい。

それに対して議会基本条例であるので、積極的に議会報告会もやらなければならない。出て行って市民の方の意見を聞く、最近行った会場で、これは必要なことなのでやってほしいと言われるし、特に最近学校再配置のことがあるので、議員が直接みんなの意見を聞きましょうということになっている。補正予算の審議にしても無駄な税金を使わないといったことをしっかり議会がチェックをして、本当に必要なものかチェックできる。それも基本条例があって政策過程の説明資料をつけてくださいよというようなことを踏まえて、議員のチェック能力は高まってきたと思っている。非常によかったと思います。

最後に、特別委員会で取り組みを進めているわけであるが、個人の意見を言うと特別委員会に入っていない議員は、京丹後市のレベルにはすべての人、委員会も含めて京丹後市のレベルに厳しい状態であると思う。かやの外みたいなことになりやすいかと思う。全議員が盛り上がらなければ、その思いは市民になかなか伝わっていかないと思う。そのあたりのことはどのようにお考えか教えていただきたい。答えとして、出かけるとなると日程調整とか、1泊2日になってしまうと、なかなかおっくうであるので、うちは出たのは三重県のフォーラムだけで、あとは議場に講師を来ていただいてやったので、いや応なしに全員参加であった。月刊ガバナンス

と町村議長会の局長さんに来ていただいた。実効性を高めようと思えば、共通認識をしていただかないと、基本条例をつくるということは議員さんにかかなりの負担になるので、議員さん個々に勉強をしてもらわないと、市民の質問に答えられず、批判の的になりかねない。司会者も当然配慮して、その該当する委員会の委員がいるので、そちらの方に振るようにはしています。ということで、18項目質問したわけなんですけど、抜粋して申し上げました。

最後に、所見としまして、本年6月定例議会にて議会基本条例調査特別委員会が設置され、11人が本年度制定に向けて鋭意調査研究を進めております。我々が目指す開かれた議会の先進地として議会改革全国1位、(日本経済新聞社調査)と言われる京丹後市議会の議会基本条例に取り組んで来られた経緯等を池田議長及び田上事務局長より説明を受けました。

ポイントとしては議会改革特別委員会の中に作業班を設置し、その作業班のメンバーが原案作成を行い、委員会で確認し合いながら議員の役割と任務、定数、報酬、政務調査費、一般会計、議員間の自由討議、反問権の付与、地方自治法第96条2項の議決事項の追加、市民へのわかりやすさと市民参加の検討などを市民のための開かれた議会づくりを行われた経過、経緯、その実態の説明を受けました。基本条例ができるまでの苦労や努力はもとより、制定後21年度は議会報告会を各定例会ごとの年4回、旧6町の会場を回られ、計24回実施され、3班体制で議員自らが準備と進行も含め、市民との意見交換を開催されている。ほかにも常任委員会を70回、特別委員会を71回など、その意気込みと実行力については敬意を表するものであります。相当な決断と責任を持って取り組まれていることに対し深く感銘、感動を受けました。本委員会でも今後は3班に分かれて作業を進めてまいります。改めて議会基本条例の意義を委員が確認されたと感じる研修会で行いました。

議会改革に精励し、10年、20年先まで見据えた議会基本条例の制定を皆さんとともに制定していきたいと思っておりますので、よろしくようお願い申しあげまして、委員会の報告とさせていただきます。

○議長(岡田初雄君) 議会基本条例調査特別委員長の報告は終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで議会基本条例調査特別委員会視察研修委員長報告を終わります。

日程第4 第24号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第4、第24号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第24号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

宍粟市台風第9号災害検証及び復興計画検討委員会より、検証及び復興に係る取り組むべき事業の提言を受け、速やかに事業推進を図っていくため、宍粟市地域防災計画の見直しを行うことといたしております。

この計画の見直しに当たりまして、市民にも委員として参画をいただき、市民と行政との協働により、市民が安全・安心で暮らせるための防災対策の構築を目指すため、委員の数を増やすとともに、消防団支団長にも防災会議に参画できるよう改正しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。10名委員の定数が増えるわけでありませけれども、そのうち消防支団長はわかるんですけども、9項に市長が特に必要と認める者ということで、先ほど市長が言われました市民にも参加いただくということで、この特に必要と認めるものについては、いわゆる連合自治会長とかそういう役職での参加を考えておられるのか。それとも公募も含めて考えられるということなのか、そのあたりのところをお聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 第3条の第5項第9号委員でございますけれども、今回防災会議をするに当たって、1人の連合会長、それと4人の連合自治会長、それとあわせて今回考えておりますのは、被災を受けましたそれぞれの自治会長を選んでおりまして、都合14名を現在のところ計画をしております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第24号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり総務文教常任委員会に審査を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第5 第25号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第5、第25号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第25号議案、宍粟市農業共済条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、農業災害補償法施行規則及びそれに伴う農業共済組合模範共済規程例の基準等の一部が改正をされまして、それに伴う改正をしようとするものであります。

主な改正点とししましては、農作物共済では、麦が品種や栽培方法などの違いにより区分されていることから、共済金額の設定や共済金の支払い等をその区分ごとに引受方式、補てん割合を農家が選択できるようにすること。また、1キログラム当たりの共済金額は農林水産大臣の定めた最高額となりますが、共済細目書を提出しない者については、最低額とするものであります。

次に、家畜共済につきましては、市内で家畜の権利義務が継承された場合、権利の移動後2週間を支払いの対象外としている待期間の適用を除外する規定を追加しようとするものであります。

また、廃用事故の対象となる家畜で権利義務が承継されている場合は、譲受人の家畜共済の共済責任開始日については、譲渡人の責任開始日を適用することとする規定を追加しようとするものであります。

最後に、共済金の支払額を算定する際に、その損害額を公平な立場で算定するため、損害評価会を設置しておりますが、より専門的な立場で評価できるように部会

を設置できるよう改正しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第25号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第26号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第6、第26号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第26号議案、宍粟市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

このたび、良好な居住環境の形成と地域コミュニティーの活性化によるまちづくりの推進を図るため、策定した住宅マスタープランに基づき建て替えをいたしておりました市営木谷団地第1期建て替え事業と市営土井久団地建て替え事業が完了をいたしました。

このことから、昭和43年に建設いたしました木谷B団地10戸を廃止し、今回完成しました6戸を木谷団地1号棟として供用開始し、また昭和33年に建築いた

しました東側団地４戸と昭和４２年度に建設いたしました土井久団地６戸を廃止し、今回完成しました１０戸を土井久団地として供用開始するため、条例を改正しようとするものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第２６号議案は原案のとおり可決されました。

日程第７ 第２７号議案～第２８号議案

○議長（岡田初雄君） 続いて、日程第７、第２７号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、第２８号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水施設処理施設条例の一部を改正する条例についてまでの２議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第２７号議案及び第２８号議案の条例改正２議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、第２７号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。現在の宍粟市の簡易水道料金は、合併前の

各町がそれぞれの整備状況や地域事情などによって料金体系が設定されており、料金の格差が大きいことなどから、合併の調整項目として合併後5年を目途に調整することになっておりました。

また、この5年間に千種簡易水道再編整備工事が完了したことや、波賀簡易水道の改良整備工事に着手したことにより、事業費が明確になったことから、今後の整備計画に基づき事業経費の見直しを行ったところ、簡易水道会計の収支は施設更新経費や維持管理経費の増加によって、今後累積赤字が増大すると見込まれ、一般会計から基準外の繰り入れが増大する状況にあることから、厳しい市の財政をさらに圧迫することになります。

また、現在の料金体系のままでは有利な国からの高料金対策交付金を受け取る水準に達していないため、水道事業の健全な運営を確保するためにも、少なくとも当該交付金を受けられる料金水準に改定する必要があると考えております。

なお、山崎町内の戸原簡易水道につきましては、上水道に統合することを視野に入れ整備されたことから、上水道と同一料金を採用しているため、今回は一宮市民局、波賀市民局、千種市民局管内の簡易水道料金を口径13ミリの基本水量で2,700円などに統一しようとするものであります。

次に、第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。下水道使用料につきましても、簡易水道料金と同様に、市民生活に欠かすことのできない公益サービスを受けるための受益者負担であって、公平の観点から市内同一料金にて運営することが望ましいと考えております。

現在の下水道使用料につきましても、簡易水道と同様に、旧町の整備条件や下水道行政方針の違いにより設定されていたため、合併調整項目としてこの件に関しましても合併後5年を目途に調整することになっておりました。

また、この5年間に千種中央処理区の管路工事を最後に、ほぼ下水道整備が完了したことで、今後の維持管理計画に基づき、事業経費の見直しを行ったところ、下水道会計における収支においても、今後赤字が累積すると見込まれ、基準外の繰り入れが増大する見込みとなったことから、少しでも原価を回収でき、下水道事業の健全な運営を確保するため有利な国からの高資本対策交付金を受けられる料金水準である一般家庭で基本料3,000円（後刻訂正発言あり）、人数割1人につき600円に改定を行うものであります。

以上、2議案について提案理由の説明を申し上げますが、今回の上下水道料金



のような公共料金の改定は市民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、宍粟市公共料金審議会に諮問をし、簡易水道会計、下水道会計、市の財政状況、受益者負担の公平性等さまざまな角度から議論をいただき、7回にわたる審議の結果、答申をいただいた内容となっております。提案いたしておりますのは、答申の内容となっておりますのでございます。非常に重要な案件でございますので、十分御審議をいただき、決定をいただきますようお願いをいたします。

ちょっと訂正をいたします。この高資本対策交付金を受けることができる料金水準である一般家庭で基本料3,000円と申し上げたようですが、2,000円でございます。

- 議長（岡田初雄君） ただいま訂正がございました。一般家庭で基本料3,000円と当初申し上げましたが、2,000円の誤りでございますので、御承知おきをいただきますようお願い申し上げます。

それでは、説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、第27号議案からお願いを申し上げます。

18番、岩薮昭美議員。

- 18番（岩薮昭美君） 市長自身がお認めのように大変重要な問題だということで、慎重な審査をお願いしたいと、こういう言葉がありました。まさにそのとおりでございます。重要な案件だけに今回の改定に至った背景、あるいは公共料金の審議会、こういったことも開いて慎重に審査をしたと。そして、答申内容に基づいた提案だと、こういうお話がありましたが、答申内容そのものは恐らく諮問の内容のとおりであったんじゃないかなというようにも思います。

そういうことで、私、今から質疑をするのはまさに市長の御認識の線に沿って、私どもとしてもただすべきところをしっかりお聞きをしたいと、こういう考えでございます。

今から申し上げる質疑そのものは非常に基本的かつ常識的な質疑でありますけれども、市長の御認識のとおり、この恐らく水道料金の統一的な料金体系に移行していくという考え、また上水との将来的な統合というようなことをお考えになる。これはまさに本市にとっては世論を二分しまして、本庁舎建設以上の大きな問題を抱えているという認識を持って、そういった観点から質疑をいたします。

お尋ねするについて、この書かれている条項、あるいはこれはというような個別の細かい質疑ということにはならないわけでございますので、もし、ただいまから

質疑することについてややこしいということでしたら、質疑のメモを私自身こういうようにとってございますので、必要であるとおっしゃるならば、この質疑のポイントをお示ししてもいいかと思うんですが、いかがいたしましょうか。そんなもの要らないということなら、そのままやりますが。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

---

午前10時15分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

どうぞ、それじゃあ。

（質疑メモ配付）

○18番（岩薮昭美君） それでは、この第27号議案については、市長も御認識のとおり、私どもも大変な問題だということは共通の認識として持っております。

それで、この提案されました27号議案そのものは非常に簡潔なものでございまして、その議案の中の字句についてというよりも、私は市長、御認識、また私どもが認識しているとおり非常に大きな問題があると。

それで、先般、全員協議会におきまして、産業建設常任委員長の全員協議会に示していただいた資料の中に、特に見過ごせない問題というのが垣間見えているわけでございますので、そこらも踏まえながら質疑をして、その考えておられること、方向性、そしてこの第27号議案がどういう位置づけられるのかということを持たしていきたいと、こう思います。

まず最初に、質疑というより確認なんですけど、4項目の確認をまずさせていただきたい。市長は、この公共料金の審議会に諮問をしたと、こういうことをおっしゃってますが、市長が示された諮問案そのものの内容は、こういうことを諮問して審議していただくんだという内容をあらかじめ住民に公開をされましたかということが1点でございます。

あわせて、議会に対してこういうことを諮問したいんだと。どういう答えが出るかわらんけれども、諮問したいということを諮問の前に議会に対しては内容をあらかじめお知らせいただいたかどうか。特に所管委員会ということになるろうかと思いますが、あったかどうかということですね。

それから、市の審議会の条例の中には、公開原則ということが明らかになっています。ですから、こういう問題について、市長として審議会に諮問します。関心の

ある方は、自由に公開原則でございますので、どうぞ来て審議を見守ってくださいという手順を踏まえたのか。公開でこの7回の審議会が行われたかどうかという点が非常に重要なところでございます。ただ、条例の中には議員のいわゆる委員さんですね、議決によって秘密会にしていという条項がございますので、公開でなく非公開でやられたかと。公開、非公開はともかくといたしまして、会議公開の原則というのは当然ながらそこに会議の状況が検証されるということ、目の前に見えなくても後日検証されるということは大変重要でございますので、同審議会の議事録はきちっと整備されているかどうかと、この4点についてまず御確認をしていただきたいと思っております。その4つについてはメモをしてございますので、おわかりいただけると思っております。

続いて質疑に入りたいわけですが、この産業建設常任委員長が示していただきました全員協議会の8月20日付の資料によりますと、簡易水道料金の今後の動向等という項目がございます。恐らく当局の方も議員の方も報告を受けておられますので、御存じと思っておりますが、その項目の中にこの条例には上がっていません、当然。また市長の提案説明の中にもありませんでしたけども、常任委員会に恐らく示された資料ということなんですが、その資料に宍粟市簡易水道総合計画という言葉が出ています。その中で平成26年度に上水道に統合という大変重要なことがさりげなく書いてあるんですね。簡易水道を上水に統合するんだという1項が入ってございます。この言葉、いわゆる簡易水道総合計画という計画があるようでございますが、5年後のことを統合計画というものの中に位置づけられているらしいというように私は読み取ったんですが、この統合計画について議会の議決というものは要しないという見解なのであるかと。それはこの簡易水道の統合計画の上位計画というものは、総合計画あるいは基本構想というものにあるんだろうと思うんですが、上位計画に漠然と取り上げて、それは議会は総合計画だと議決せないけませんから、それは議会在議決しているんだから、それに基づいた統合計画というのは一々議会の議決を要しませんという見解で、こういうことをお書きになっているのか。あるいは予算を伴う、条例改正を伴うときに議会はイエスかノーか言っていたら結構なんで、この平成26年を想定されている統合計画に上水を統合するというのは、そんなもの決まったことじゃないですかと言わんばかりの私は書き方でないかというようなことで、先ごろも議会基本条例制定委員会の岡崎委員長も地方自治法96条の2項ということについて、ちょっと踏み込んだ発言はされていましたが、私はこのところは非常にそういった将来の議会の議決あるいは議会の改革というもの

を踏まえて、非常に重要な1項だと思うので、その見解はどういうことかをお尋ねをします。

それから、もう一方、料金改定の必要性という項があるんですね。ここにこれまた恐らくこれからの審議に大変議論を呼ぶところだと思うんですが、さらっと公平性の観点からと書いてあるんですね。将来的には市内同一料金にすべきであると、こう断定して書いてある。公平性というのはいかなるものかということについてもいろいろ簡易水道、あるいは上水ですね、設立された経緯、経過あるいは時期、投入された事業費、償却の問題、給水人口、接続率、こういったいろいろな要素を踏まえてそれぞれの家庭でそれぞれの水道料金を決めていったという経緯、経過がある。そういったものを恐らく抜きにして一足飛びに公平性の観点からということはどういうことを意味しているのか。これは市長自身合併協議会の1号委員として終始合併協議に加わっておられましたのでよく御存じと思いますが、この問題についてはいろいろと物議を醸しました。あるいは高い料金に統一されるんじゃないかという危険性から非常に危機感を持った協議が行われたんですよ。その中で5年を目途に調整ということは、当時の専門部会の副会長であった中村部長が見解を述べられて、まあまあそこで落ちついたんですが、同一料金とか一律料金を目指して5年後を目途に調整するという意味ではありません。そういう経緯、経過ということをも十分踏まえながら、個別料金とかいろんな問題を当然5年間によく研究をして、住民コンセンサスを得る時間が5年は必要だろうという観点からこういう言葉にして、こういうところでおさめたいということと言われたのはよく御存じなんですね。

そういう経緯、経過の中で、1点この同一料金、一律料金ということに飛んでいくということは、大きく水道行政の基本的な合併時、あるいは住民の合意というものを一挙に覆す問題であるということから非常に大きな問題を含んでおります。

それから、もう1点、3つ目にお尋ねするのは公共料金という概念、これはよく説明するまでもなく御存じと思いますが、公共料金はただし一つの原則がある。公共料金を論じるときには市長もいみじくもおっしゃいましたように、住民生活に直結する大変重要な料金であるということから、一般的なルールとして、消費者物価指数、御存じのとおり総務省統計局が年1回消費者物価指数というものがありますか、これ平成12年を起点する物価の動向、その中にいわゆるこういうサービス、公共料金サービスという29の品目の中に当然ながら水道料金も含まれているんですね。これ水道料金は上がっているのか、下がっているのか、消費者物価指数、そこをしっかりと踏まえて公共料金というものを審議会に対して説明をなさらないとい

けない。この消費者物価指数というものをその審議会の委員の皆さん方に示されて、今日の傾向はこうですという認識をよく確かめていただくための資料提供をなされた上での諮問だったか。そここのところをめぐらにしておやりになったのではないかというようなことがありますんで、もしそここのところが目隠しされているとしたら、いわゆる審議会の委員の皆さん方をミスリードすることに繋がりがねないということをお感じしますので、その資料の提供あるいは説明を諮問審議会になされたかどうかということが3点目でございます。

仮に、なぜそういうことを申し上げるかということ、そういった社会の情勢、一般的な傾向というものと宍粟市だけは異質なんだということはよろしくないという観点に立って質問しとんですが、そういったものを無視にして、今、提案を市長がされました。いわゆる料金と収益と申しましょか、水揚げと経費のギャップが大きい、一般会計の基準外の投入が大きい、これは大変だというような目先の赤字解消ということにだけポイントを置いての諮問案であったんじゃないかということをお感じ懸念をするわけでございます。

今でも宍粟市の料金は決して安くはない。特に山崎の場合にはいろんな資料も御存じだと思いますが、兵庫県下においても本当にべらぼうに高い位置にあるんだということを市民は認識しています。そういった問題を大きく捉えて公共料金たる水道、市民の生活に直結する水道料金をどうするかという視点から一般会計からの基準外の繰り入れということも踏まえて本市の公共料金、なかんずく水道料金はどうかあるべきかということをお諮問する、あるいは答申をいただく、議論するという視点が欠けておったんじゃないかと。ただ、このままであったら赤字がどんどん増えて一般会計からどんどん突っ込まなあかん、えらいこってすわと。世の中の一般消費者物価はどうであろうか、他市町の水道料金のレベルはどうであろうか、そういったようなことも全然資料を示さずして赤字が大きくなるから大変なんですという目先のことに公共料金の審議会の皆さん方をミスリードされたとすれば、これは大変罪深いことでございます。赤字の分だけ見てたら、そりゃえらいこっちゃなあ、何とかせないかなあ、こういうことになる。

国民健康保険の例を申すまでもなく、やはり本市の市民が負担する非常に重要な生活の要件である公共料金、それに対してどうかという視点をちゃんと諮問の中で示されて、特に山崎の比率は高いと、一宮も決して安くありません。波賀や千種は安い安いと言われてはいますが、ほかの県下41市町と比較したら決して千種が、波賀が安過ぎるということはないんですよ。山崎とか一宮の水準が高過ぎると、

一般的に言ったら。その視点を失った議論というのは、その公的な大事な公共料金審議委員の皆さん方に十分に認識していただいてやられたかどうかと。これが4つ目の視点でございます。

この他市町の一般的な、平均的な統計の切り取り方によるでしょうけども、決して本市の場合、料金か低いんじゃないんです。市民に喜ばれる公共料金じゃないんだという認識に立つ、しかも自然に恵まれ水の豊かな本市で、なぜこういう高い料金になったのか。高い料金でさらに高いほうに統一しなければ水道事業が成り立たないんだと。単に設備投資したからそれが償却するのに大変だからと。ならば償却をする工夫は、運営・経営の工夫はあるのかないのか。そういうこともやっぱり示しながらおやりになる、諮問されるということが重要じゃないかと。だから基準外の繰り入れをゼロにすることを目標にして公共料金が論じられるような方向に持っていかれたんじゃないかというような気がしますので、この点について審議委員の皆さんにどういう資料を提供して、かかるがゆえに、こういうようにしたいんだがという諮問案を示される背景が十分誠意を持って尽くされたかと。やっぱりこのところは非常に大きな問題でございます。

そこで、メモの5点目には、やっぱり公共料金を設定する、これぐらいが妥当だということをやっぴりまず考える、こういう料金体制、こういう運営体制でいきたいんだと。これを示す諮問案というのがやっぱり市長が言われる住民目線の一番基本中の基本じゃないかと。しかし、現実はこちらだと。これを是正するに、こういう方法、こういう方法、こういうことも考える、どの案が皆さん方はいいでしょうかというのが諮問じゃないですか。基準外繰入金はこのままじゃどんどんどんどん増える、これを何とかゼロに持っていきたい、だからこう上げたいんだという、全く住民目線ということは看板に偽りあり、諮問案の審議会に示すスタンスに、これは一体どうだったんだらうということが5つ目でございます。

それから、2006年に公共サービスの改革法というのが通りましたね。担当部局の方だったらよく御存じだと思いますが、こういったことに対してもこういう手法、こういう考え方もあるんですよと。何が何でも直営で市の職員がこれだけかかって、こういう管理運営をしていくんだということに対して、やっぱりこれがいんだということも示した上で、今の水道事業の管理運営はこの今の体制のままでいくんだということを前提にした諮問案だったのか。あるいは広く公共料金を論じていただく委員の皆さんですから、皆さん方の中で実は豊富にいい水がたくさんあるのにかかわらず、この広大な市域の住民の生活用水を守っていくには、これだけの

悩みがあるんだと。これをどういう方法でよりよい方向に向けていきたい。皆さんのお知恵をいただけるせんかということこそ、一番諮問の基本である。ましてや住民目線の行政を進めるということを標榜しておられる市長にしたら、そういう方々に問題を投げかけて、お知恵を拝借していく上での一番基本方針であるから、当然ながらいろいろな問題を投げかけられたと思うんですね。

私、大変勉強不足で市長がそういう審議会に諮問された内容そのものを存じ上げないで質問するのは大変失礼なことというように思います。こういうように示している、こういうことも聞いたと、こういうこともお願いしたんだと。ただ単に一般会計からの繰り入れがどんどん増えるんで大変なんで、この穴埋めたいんだと、そのためには料金をこないするしかないんだなんていうような単細胞な投入を避けるための一本やりのような諮問はされたとは思いたくございませんけれどね、どうだったんだということをお尋ねしたい。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 岩路昭美議員の質疑の途中であります、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時55分まで休憩いたします。

午前10時38分休憩

---

午前10時55分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） それでは、私のほうから何点か申し上げまして、あとにつきましてはそれぞれ担当のほうから申し上げたいと思います。

1番目のことではありますが、住民等にお知らせをしたかということではありますが、これにつきましてはホームページだとか、そういうところにはいたしておりませんが、それぞれの地域のまちづくり協議会、あるいは自治会の初めての会合、そういったところで私のほうから審議会等で審議をお願いをしておるということ、それからかなりの値上げになりますと、こういったことについてはお知らせをしてきたところでもあります。

それから、議会に対してではありますが、これにつきましてはそれぞれ担当のほうから委員会等でお知らせをしているというふうに思っております。

それから、公開の関係であります、これについては原則公開ということにいたしてきたところであります。そしてまた、傍聴がありましたら、個々のそのときの案件によって委員会等で決定をするということが決められたところであります。それから議事録等につきましては既に委員会等にお配りをしておるのではないかなと思いますが、議事録については詳細に整備をいたしております。ただ、どの委員さんがどういったことを言ったかというのは、別には残しておりますが、一般的には氏名は公表いたしておらないというふうに認識をいたしております。

この問題につきましては、皆さん方も私もできるだけ値上げということとはしたくないというのは、お互い一緒だろうというふうに思います。しかしながら、提案理由で説明を申し上げましたように、合併後5年で調整をするということは、ある一定の成果を出すということだというふうに私は認識をいたしております。そういうことで今回取り組んでまいったところでございます。

そういう中で、先ほどおっしゃいましたように、いろんな方法があったんではないかということも言われておりますが、あるいは経過措置、何年か段階的にやっていく方法というのも議論をいただいておりますし、それから個別料金ということも議論としていろいろされているところであります。個別料金にいたしますと、今例えば岩薮議員さんの地元であります千種、今工事が終わって、猶予期間がなくなりまして、これから償還に入っております。そういうことをいろいろ考えてみますと、逆に言えば細かい計算をしてみなきゃわかりませんが、かなり高い料金になるのではないかなと。それから波賀町におきまして今いろんな工事を、もう既にやった工事、それから今やっておる工事、これからやる工事、こういったものがございます。そういう中で波賀町におきまして当初改良しましたものが償還の時期に入っております。そういったことを考えますと、果たして個別の料金体系が粟粟市全体にとっていいのかなと、こんな議論もあったわけでありまして。そういったことを考えますと、目先の赤字がいきよるからということになしに、そういったことを全体的に考えましたときに、やはり同じ地域に住んで、料金が別々というのはやはり好ましくないのではないかと、こんなことも思うところであります。

それから、25年に上水道との統一を考えようということはあるわけですが、それまでにそれぞれの個別の簡易水道等につきましても一緒に管理できるものは管理をやっていく。それから上水道につきましても当初計画といろいろ開きがあるようでございますが、こういったことにつきましても合理的にもう少し何とかなる方法がないのかと、こういうことで今指示をしているところでございます。



それから、諮問のあり方でございますが、先ほど単細胞的と言われまして私も非常に残念なんです、これにつきましては今申し上げましたようないろんなことを考えながら、料金を上げてはまだ一般会計からは繰り出しが要るわけなんです。そういうことで、どのくらいにしていこうかといったようなことなり、今申し上げました経過措置をつけるかとか、あるいは個別ということをもう少し続けてもどうか、そういったことをいろいろ部内でも検討させまして、そういう中で諮問をしたわけでありまして。そういうことで委員の皆さん方も今申し上げましたようなことをすべて真剣にいろいろ検討していただいた中での答申でございます。

以上で私のほうからお答えをいたしました、あとの点につきましてはそれぞれ担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 私のほうからは、今回の公共料金審議会の事務局を総務部が担当しておりました観点から御質問にお答えをしたいと思います。

まず、先ほど市長からも答弁がございましたが、審議会の公開、非公開の関係でございますが、まず第1回目に審議をしていただいております。冒頭公開が原則でありますよ、しかしながら、審議会の委員長、会長等の審議によって、場合によっては非公開もありますよという投げかけの中で、委員さん方から具体的にはできれば非公開もありがたいというような意見も出ました。第1回目については、公開の申し出がございませんでしたので、とりあえず第1回目は非公開にしようという決定をいただいたところでございます。しかしながら、第2回目以降については、そういった申し出があった際、内容について審議をして、その都度決定をしようということで、公開、非公開が全部がどうしようということが決まったわけではございません。その時々に応じて審議をして決定をしようということで、審議をいただきました。

それと、先ほど市長からありましたように、審議会の議事録でございますが、これはでございます。ただ、公開に当たりましては個人の情報の保護とか、委員さんの発言の自由性とか、そういったものがございますので、そういった点に十分配慮しながら議長とも相談をし、対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、宍粟市簡易水道の統合計画の議決でございますが、現在の解釈では地方自治法第96条の議決案件には該当しないというふうには思っております。しかしながら、適時適切な時期に委員会等で相談したり報告をする、これは当然でござ

いますので、そういった点で御理解を願いたいと思います。

それと、料金改定の必要性のところ、同一公平性、これは当然でございますが、もう1点、重要な点がございまして、国の高料金対策の基準、これに至っておりません。したがって、国からの補助金がもらえてない状況は宍粟市全体が端的に言えば損をしているという状況でございますので、そういった点は十分クリアをするように審議をいただく、また、すべきではないかなという回答も得たところでございます。

それと、公共料金を審議する際には、当然総務省の消費者物価指数等、これを示すべきでないかという御質問でございますが、今回については合併協議の5年とか、それから今、まちまちの料金であるとかいうようなところから、今回の審議については物価指数の提供はいたしておりません。

それと、県下41市町の現在の料金の関係でございますが、これは御質問のとおり、示してその状況をつぶさに見ていただきながら、例えば基本料金が幾らだとか、従量単価が幾らだとかだけではなしに、25トンでは、30トンではというような一般会計の比較も追加資料として審議をいただいたところでございます。

それから、他市町の基準外の繰り入れの状況でございますが、各市町それぞれまちまちでございまして、基準外かどうかについての内容は分析に至っておりません。しかしながら、それぞれの団体で幾分かの基準外は当然あるべきものというふうに思っております。

それから、経営手法の問題でございますが、当然審議の冒頭でございましたように、料金を上げるということは当然市民生活に影響を及ぼします。その経営につきましては、人件費をはじめ所管系経費、いわゆる契約に基づく委託経費、こういったことも随契から競争入札にするとか、そういった経費の削減をした上で、当然料金の理解を求めるべきであろうというふうなところを委員会では当然いただいております。それに対しましても努力するという審議の過程での答弁をいたしてあるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 簡易水道料金の宍粟市簡易水道統合計画のことですけれども、重要な案件の基本構想等は議決が必要であると思います。しかし、この案件は個別的な整備計画でありますので、委員会に報告し、いろいろと議論をしていただき審査していただいたものであります。国の施策によりまして補助金をいた

だくのであれば、整備計画を国のほうへ提出しなければなりません。そういうことで19年11月1日付で整備計画を作成いたしまして、国のほうへ提出しているものであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薨昭美議員。

○18番（岩薨昭美君） 討論になりかねない質疑になりますんで、なるべく控えますが、今、担当の部長さん、あるいは総務部長さんからお聞きしたのは、これは基本計画、基本構想等は議決を受けておるんで、個別案件として議会で審議していただくことはあるにしても、要するにこの名前で示されている簡易水道の計画については議会の議決はかかわっていただけませんか、こういうことですよ。それを確認をいたしました。

それから、今、お話聞いていると、これどうなんですかね、審議会の皆さん方の空気として、じゃあ宍粟市民は、値上げの方向にどンドンどンドン、ただでさえ高い水道料金を上げることによって帳じりを合わせていくのが市としての基本姿勢なんだと、水道行政というのは値上げしかないんだと、その方法しかないんだという共通認識に至ったのかと、こういうことですね。何とか市民の半数の方々がびっくりこくような、洲本なんかの場合、川はない、山はない、海渡った真水ですからね、高いのは常識的にわかります。面積が広いし、設備が大変だから料金が高いつて言ったって、広い豊岡はどうなんだと、豊岡はまた非常に安いなあと。周辺の赤穂やたつのや相生は安い水が飲めるのに、何で飲めないんだという、これ単純なこういう不満というのか、これに対して市政がどう立ち向かうんだという部分で、やっぱり議論をしてもらわないと、そんなもん赤字が出たらどンドン料金におっかぶせるしかないんやと。こんなことを議論をされたのかなあというふうに思うんですが、そういう疑問は出なかったですか。宍粟市の料金を下げる方法ってないんかいなと。上げるしか能がない、そんなことかいなというような審議というか、単純な疑問なんですけど、こういう審議はありませんでしたか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 審議の目的は値上げというよりも、今異なっている料金をやはり公平性の観点から同一にすることが必要だということからの論議が主でございまして、値上げに結果的になったということはございます。ただ、審議の過程では、これまでの地域の実情とか、それから特色、そういった形のことでそのままいけたらいいのになどといったことも当然意見としては出ております。しかしな

がら、同一市民が料金が違うというところの観点から最終的にはやはり同一市民、同一料金ということが望ましいということになって、その結果が当然今回は一宮の料金水準で統一することがとりあえずは望ましいということになったわけでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） それから、これは資料を示されたか、あるいは示すことはしなかったけど、手元に当然ながら持つておられると思うんですが、千種、波賀が一番水道水を受けて、あるいは古いものを更新したので金がかかったと。個別料金になったら高くなりますよというお話がありました。過疎債で当然ながらやられた事業だと思うんですが、料金に想定できる接続率、あるいは使用料、有水率、こういったものを検討して、じゃあ千種の簡易水道を個別運営するとしたら、いかにどの料金になるのか、お知らせをいただきたい。それでまた波賀もこれから高くなりますよということなのか。そんなことがあったら大変でしょうと言わんばかりの話だったんですが、その資料を示して、いやいやこれ個別料金体系を常にずっと追っていたら、償却が今から始まるころはこないなるんですわという資料は示された上で、そんなこと言ったら千種高くなりますよという話なのか。漠然と高くなるやろなあ、高くなったら困りまっしゃろというような議論じゃないと思うんですね。幾らになるんですか、1カ月平均。有水率と今の接続率をほかの市町並みにやった場合、幾らになるんですか。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 今回の料金の改正につきましては、個別料金的なところは詳しい資料は持っておりません。統一的な料金のところを今から申し上げます。それぞれ1カ月の25トン算出で改正しますと、それぞれ一宮、波賀、千種につきましては4,725円の改定後の金額になります。それでいいますと、アップ率が一宮では210円、波賀で1,535円、千種につきましては1,365円となります。以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 各町ごとの例えばですけども、合併しておりますので、そういう想定はできるだけしないでおこうという前提ですが、仮にそれぞれ今のままですることによって人件費とか、いろんなことを案分します。それと起債の償還金につきましては、先ほど申し上げられましたように過疎債、これは70%が交付税に算入されると。公共料金の対象の資本費の国の補助はあると。そういった個々具体的

な数字を含めまして、それに該当しない基準外、これが千種ではどのような数字になるのか、波賀ではどうなるのか、山崎はどうなのか、一宮はどうなのか、すべて具体的な案分に基づいて資料を示しまして、それで検討はしていただいております。その結果は当然水道部長が申しあげましたように、何年度に水道料金が幾らというところまではなっておりませんが、今よりは当然高くなると。場合によって一番高くなるケースはあり得るという想定での審議をいただいております。

○議長（岡田初雄君） 以上で岩路昭美議員の質疑を終わります。

ほかに。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 市長が25年に二つを統一されると言われたんで、この辺についてはもうそれでいくんだなということですね。それと、料金を特に山崎町においては皆さんも悲鳴が上がっておるんですね、高いということで。これはもうずっと、過去の例からいってずっとそうなんですけども、1カ月、今全国的な平均でいいますと、直径が20ミリが今大体全国の統一料金の対象になっているようなんで、それで20トンで計算しますと、結局、兵庫県下で山崎の上水道は洲本市に次いで2番目に高い料金で直径20ミリで20トンで5,040円です。そして、今回の改正の簡易水道が直径20ミリの20トンで4,145円、これは丹波市に次いで9番目に高い料金なんです。それで、できれば本当にこの4,145円をできるだけ維持してもらって、山崎の市民の願いを市長の政治手腕でもって頑張ってもらいたいと思うんですけど、その見込みはあるのかどうなのか、それをまず聞きたいということと、それともう一つ、水道部長、よう聞いといてよ。水道部長ね、20年度決算で1トンの水道水をつくるのに、簡易水道は428円でできとんですよ。それで、市民の負担が180円なんです。上水道は268円で市民の負担242円なんです。それで今度この改定料金、上水道は今年度の平成21年度決算で出てくると思うんですけども、今度の改定で簡易水道は一体何ぼになるのかは試算しとってですよ。それを知らせてください。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 25年に統一ということは、この水道料金等の経営健全化計画の委員会、そういったことで25年に統一するということが決定をしておるということですので、そのとおりになるかどうかわかりませんが、そういうことを目途にやらなければというふうに思っているところであります。

それから、山崎の料金につきましては、この簡易水道の統一のときに一番高いと

は言いませんが、ほとんどこの管内では一番高いわけですから、その原因がどこにあるのかということを一回きちっと報告をしてくれと。そういう中で合理化計画をやっていこうということを示唆をいたしております。そういう中で、どこまで頑張るやれるかということは、その報告に基づいてやっていかなきゃならんというふうに思っております。そういうことで、どこまで努力できるかということについては、今後、その報告を見ながら検討してまいります。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 21年度の料金の収入でありますけれど、2億7,800万円ほどが決算で出ております。それで、いろいろと計算いたしまして、基準外繰り入れが4,440万円ほどとなっております。これが赤字補てんの分であります。それで、料金収入で賄うべき額が3億2,300万円となります。充足率はこれで約86%となっております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） それでは、市民はわからんのですよ。僕もわからん。議員もわかりにくいと思うんですね。だから、水道料金の中には必ず1トンの水をつくるのに何ぼ経費がかかって、市民の負担が何ぼやということをはっきり出してもらわないと。だから、今度の改定によって簡易水道がどんな状態になるのかということも知らせてもらわないと、比較ができないんですよ。それは今無理なら後からでもきちっと出してください。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 資料につきましては、議長と相談した上、また提出したいと思っております。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ございませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。まず、お聞きしたいのは、審議会の公開ということに質疑されましたけれども、その審議会の日程ですね、いつ行われるかということが、先ほど市長はホームページでは公開してないがという話でしたけれども、この間7回の審議会が行われて、いつ、どこで行われるかということについて、私自身は知ることができなかつたわけでありましてけれども、そのあたり、公開するかしないとかいう以前の問題で、会議の日程を公表するということがまず行われないう限り、傍聴者が傍聴しようと思ってもするすべがないということになると思うん

ですけれども、まずその点、審議会の日程が公表されたのかどうか、そしてまた、実際に傍聴希望者があったのかどうか、その点お聞かせください。

それと、審議会の答申に対しての採決の状況でありますけれども、これは8名の委員さん全員一致で答申を認められたものなのか、それとも賛成多数というふうな形であったのか、お聞かせください。

それと、先ほど議事録のことが出ておりましたけれども、私も議事録については議会に提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、先ほども出ておりますけれども、合併協議会の5年間で調整ということが強調されておりますけれども、水道料金が審議された合併協議会の中身ですね、具体的には個別料金体系が望ましいか、あるいは統一料金にするか。それも含めて検討事項だということで、先ほど岩路議員が言われた中村水道部長ですね、当時の、が答弁されておりますけれども、そのあたりのことがきちっと審議会の委員さんに説明された上で議論に入られたのかどうか、その点お聞かせください。

それと、今回の提案では、資料を読みます限りにおいては、あくまで今回第1段階の統一案、一宮町に合わせる。第2段階の統合簡水の計画の上でいいますと、その2年後には山崎町の料金に統一するということが見え隠れするわけでありましてけれども、その第2段階として山崎町の統一の料金に統一ということを目標に掲げておられるのか、そのあたりお聞かせください。

それと、家庭用の今伊藤委員が20ミリというふうに言われたんですけども、私は13ミリが一般家庭の通常の口径じゃないかと思うんですけども、その平均の使用料、答申の資料を見てみましたら、25トンというふうなことで計算されておりますけれども、平成21年度の資料でよろしいですから、家庭用の平均の使用水量というのは、具体的に幾らぐらいになっておるのか、わかりましたらお示ししたいと思います。

それと、地方交付税の算入額ですね、これについて管理費と元利償還についてそれぞれの程度の金額があって、将来的な推移としてはどうなるのか、お聞かせください。

それと、答申の内容で最後に主な意見ということがまとめられておりますけれども、その中で特に気になりましたのが、上下水道では年間3万2,000円の負担増になることが心配だというふうなこと、これは切実な声だと思うんですけども、こういう声が見えております。この声については市長としてこの審議会の中で出されたのかも知りませんが、もしこれが質疑として出されておったと

すれば、どういう答弁をされたのか、お聞かせください。

それと、高料金対策交付金のために引き上げるといふふうにも聞こえたんですけども、総務部長の答弁では。そういう意味では市が交付金をもらえないために損をしていると。でも逆に言えば、その高料金交付金をもらうために水道料金が引き上げになるという論法であるとするれば、僕は本末転倒であると思うんですけども、その点いかがでしょうか。

それと、最後になりますけれども、先ほど総務部長が個別料金の料金についても案分をして審議会には資料を出しましたと言われましたけれども、その資料があるならぜひ出していただきたいなと思います。その点いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） まず1点目の会議の日程等の公表でございます。これについてはいたしておりません。この理由の一つには、市長が審議会に諮問をされたということで、市長のお考えを決定いただく諮問機関であるというところが1点でございます。また、会議の日程等につきましては、委員の皆さん方、大変忙しい中で日程調整をしていただきます。いつになるのか、どういったところで開くのかということは事前になかなか決めにくい。早くても1週間前程度ではないかということで、そういった点から公表はいたしておりません。それと、申請された傍聴者はございません。

それから、2点目でございますが、採決でございますが、これについてはそれぞれの意見を集合されまして、何対何ぼとか、手を挙げて議決じゃなしに、皆さん方の意見で結構ですかというような会長の進行によりまして、特に意見がないということで決定をしていただいたというふうに捉えております。したがって、全員の最終的には御意思、御賛同であったというふうに考えております。

それから、議事録の公開の件でございますが、先ほど申し上げましたように、個人情報には最大限配慮しつつ議長とも協議をさせていただいて、提出を検討したいと思っております。

それから、4点目については審議の過程で、合併協議会で個別もありますよ、統一もありますよといった具体的な説明をしたかどうかということについては、やはり今、5年前の合併の当時ばらばらの料金は問題であるということから出発をされたということが主眼であり、また委員さん方もそういう理解をいただいたと思いま



す。個別にすべきであるというようなことは冒頭申し上げましたように、そういうような地域の実情であったらありがたいという意見がございましたけども、やはり審議の中で統一することがより望ましいという結論になったというふうに思っております。

それから、5点目でございますが、今回は第1段階であると。第2段階は全部の統合ということでございますが、これは市長の先ほどの答弁でございますが、審議会ではそれありき、将来の上水道統合がありきでは審議することは好ましくないと。今回諮問を受けた内容でもって第1段階といいますか、今回の諮問に対する審議であるのが望ましいということで、将来3年後に改定があるということについては及んでおりません。

それから、13ミリの料金は水道部長のほうからお願いしたいと思えます。

それと、第7点目、交付税等の元利償還金の算入でございますが、これについては元利均等償還がほとんどでございますが、全部が全部ちょっとよう確認しておりませんが、ほとんどのものが政府資金の元利均等償還という御理解を願えればいいと思えます。

それから、3万何がしの年間増えるんですねというようなことについては、意見としてはございました。ただ、大変であると、ひとり暮らし老人とか、それから所得の低い家庭、そういうふうなことも含めてやはり個々で料金も違いますし、使用料も違うということで、審議の中での意見であったということで、これに対してどうでも好ましくないとかいう意見ではありません。そういうような実情があるという御意見でございました。

それと、高料金対策のために統一をする、値上げをするという前提でございますが、これにつきましては決してそういう意味ではございません。やはり全国の料金、市長も努力をなささい、国も支援します、そういった観点の中で現在の宍粟市の料金については国が支援していただける、よく頑張っているなどいっておる料金には達してないということの中で、やはり国の補助金を受けるところまでは市も頑張らましようということで、いろいろと説明をし、審議をいただいたところでございます。

それから、個別料金の資料提出につきましては、これも案分でございますが、資料はございます。これも議長と相談の上、検討したいというふうに思えます。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 21年度の決算でいいますと、まず料金の収入でありま

すけれど、2億7,863万4,000円となっております。使用量につきましてはそれぞれ個別的にいきますと、一宮簡水につきましては1億6,200万の量が出ております。波賀簡水については7,200、千種については2億1,000万の量が出ております。合計25億8,745トンの量が出ております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

---

午前11時31分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。審議会の日程の関係で広報はしていないということとあわせて私はちょっと総務部長の認識はおかしいなと思うのですが、今公開しなかった、公開というか日程も知らせなかった理由に、これはあくまで市長の諮問機関であったからというふうな言い方をされたけども、これは市長の私的諮問機関であれば、私はそういう言い分は成り立つと思いますけれども、あくまで公の公共審議会であって、そこで審議委員になられている方は非常勤の身分としては公務員の公の機関なんですよね。そのために公共審議会の条例の中の第5条にも会議はこれを公開するとうたってあって、傍聴も認めるということが大原則になっているわけですよね。でも、今おっしゃられたように、その日程自体市民が知ることができなかつたら、傍聴も不可能なわけですよね。事実上、非公開で運営されているのと同じことだったと思うんですけれども、そのあたりの見解はどうなんですか。

過去を思い出してみますと、公共料金審議会だけ各町2名という大変小人数でされたということに対しても私は疑義を唱えました。大変大事なことを決めるに当たって、何でこの公共料金審議会だけこだけ少人数の意見しか聞かない機関になっているんだということでお聞きしましたけれども、でも、その運営の実態を聞いてはますと、やっぱり市民に目の届かないところで大事なことを決めてしまおうという、そういう姿勢が見え隠れしていませんか。そのあたりのところを再度答弁をお願いしたいと思います。

それと、大前提として今回の料金の審議に当たっては、合併協議会での議論ということきちんと踏まえていただかないと、いけないと思うんですよね。その公共

料金審議会での波賀町でも大変今後の料金について山崎町に統一されるんではないかというふうなことで合併のときに大変大きな問題になりました。そのことを踏まえて、当時の大段委員がそういうことの確認のために質疑をされておるんですよ。その質疑の中で、今言いました中村副部長は、この水道料金に関しては統一のみを目指した調整ではございません。そして、その内容としてはやはり個別料金体系が望ましい場合もありますし、それから統一料金体系にすべきである内容になるかもわかりません。やはり水道事業の財政計画と、また今までの経過、いろいろなものを勘案しながら調整を図るべきであるというふうに考えておりますということで、個別ということも一つの選択肢であるということが明確に確認された上で合併という議決に進んだということをごきちんと踏まえた上で、今回の議論に入ってもらわないと、何のための合併協議会であったのかわからないと思います。その点、あまりにも合併協議会での議論の中身が知らされていないと、もしたとすれば、この審議会の前提条件が崩れるんじゃないですか。私はもっとこの合併協議会に立ち返って、もっと慎重な審議をしてもらった上での当然諮問であり、答申でありというふうに私は思いたいと思いますけれども、もしこのことが審議委員の皆さんに伝わっていないとすれば、私はこの合併協議会の議論を踏まえた議論にはなっていないということを指摘しないといけないと思います。その点、市長、考えをお聞かせください。

それと、13ミリの使用量については、1軒当たりの平均水量をきちっと示していただいて、一般的な数字で25トンという積算数値を出されておりますけれども、25トンという数字が果たして妥当なのかどうかという検証もしておきたいので、そのことを求めましたのでお願いします。

それと、地方交付税の算入額についてでありますけれども、これについては、私、旧波賀町の水道なんかも同じやと思うんですけれども、起債に当たっては過疎債を充当されたりとかして、有利な起債も使用されておると思います。そういうことでいわゆる管理費や元利償還について、それぞれ本当に地方交付税がどの程度算入されているのか、そのこともしっかり踏まえた上で料金の検討というのはしてしかなるべきだというふうに思いますので、そのあたり可能であれば資料として提出していただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

それと、総務部長にしてみたら、全国の平均的な水道料金というのが、いわゆる高料金対策の基準にかかる、そういうのが基準であるかというふうな認識をされておりますけれども、でも一方市民の側から言えば、水道料金というのは幾らでも低

かつたらいいとは言いませんけれども、やっぱり支払うに負担のあるような水道料金であっては絶対にいけないと思うんですね。先ほど伊藤議員が言われましたけれども、山崎の市民からは悲鳴が上がっていると、そういうふうなやっぱり水道料金では私はいけないと思いますので、やっぱりどういう部分がどの程度の金額であれば、市民の負担感にならない、そういう水道料金であるかということをやっぱり市長が言われておる市民の目線に立った、そういう水道料金が幾らぐらいなのかということをお伺いをして、そして検討すべきであるというふうに思います。そういうことで、行政側の論理で高料金対策がどうであるかというふうなことを基準に持ち出すべきではないというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 審議会の公表でございしますが、私も若干不適切な表現があったと思いますが、しなくてもいいという意味で申し上げたものではございません。日程等の関係でしにくい日程だったということと、それから公表する機会、こういうふうなものが非常になかったということとございしますので、今後留意したいと思います。

2点目には、合併協議会の関係でございしますが、これについてはお手元にも多分協議会の決議事項を持っておられると思います。ちょっと朗読をさせていただきますが、簡易水道の使用料については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、水道事業の健全な運営を図るため新市発足後5年を目途にすると。その調整項目の下段に水道料金は事業統合時から統一することが適当とされているが、現行の料金体系では地域実情等の関係上3.5倍、たくさんの格差があるので、そういった合併時の統合をすることは難しいと。したがって、現行のまま引き続いて事業の健全化計画を立てる中で5年を目途に調整するということが明文化されております。審議の中では中村副部長がいろんな説明もされたと思いますが、これからしんしゃくいたしますと、当然この時点で統一することが望ましいと。ただ、格差が大きいので一度には困難であるので、合併後5年を目途に調整を願いたいという趣旨であったというふうに思っておりますし、この資料をそのまま審議委員さんにはお見せをもいたしております。ただ、個別料金は絶対だめだということについては説明した記憶はございません。

それと3点目でございますが、交付税の算入率、これは過疎債が70、簡水債が50%ということでこれは明確でございますが、管理運営費に係る普通交付税の算

入、これは単位費用とかいろいろな複雑な問題がありまして、独立採算の原則の中からは料金で賄うべきものであるというふうには思っております。ただ、検証する中で資料があれば提供したいと思っておりますが、現在のところ困難であるというふうには思っております。

それから、最後に、市民の感覚として料金か安ければいいということは、おっしゃるとおりであるとは思いますが。ただ、我々が思っていますように、高料金対策の基準、これはやはり全国の国民の方の平均の単価でございまして、その程度については何とか御理解を願うことも必要ではないかなというようなことも我々思っていますし、それから審議会の委員さん方もそういう理解をしていただいたというふうに理解をいたしております。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 水道料金につきましては、今、手持ちにちょっと資料が見当たりませんので、また議長と相談した結果、提出したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩します。

午前 11 時 41 分休憩

---

午前 11 時 45 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。審議会の公開のことで再度お聞きしますけれども、大変委員の皆さんが忙しくて日程調整が難しかったと。早く決まったとしても1週間前程度やったというふうな言いわけをされるんですけども、それでは何のために今ホームページで新しく必要な事項は更新したりとか、またしーたん通信でありますとか、そういうふうなことで公表すれば市民に十分伝わるのに、私はあえて消極的な立場でこの公共料金審議会の傍聴に来てもらったら困ると、そういう姿勢で今回通されたんじゃないかなというふうに思うわけでありましてけれども、そうではなかったんでしょうか。私は、多くの皆さんに傍聴をお願いしようとして、審議会の日程を公表されたとはとても思えませんが、その点再度お聞かせください。

それと、合併協議会の先ほど岩薮議員も指摘されたことでありますけれども、確かに言われたようにその合併協議会の参考資料では総務部長が言われたことが書か

れております。そのことも踏まえた上で合併協議会の水道部会としての統一見解をただされて、そういうことで副部長が答弁をされているわけですから、その会議録というのは合併協議会の参考資料より上の統一見解として私は捉えるべきものであって、そんな軽々に合併協議会の審議、そのものを否定されるような態度でこの合併協定項目のあと残っておる一番大きな課題を取り上げてもらいたくない。ですから、そういうふうな合併協議会の議事録ということで、はっきりうたわれて説明されていることを尊重した上で今回の審議会というのは成り立っていないということじゃないですか。その点再度明確にさせていただきたいなと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、公開のお話が出ましたが、これについては隠すとかそんな気持ちは全くありません。ただ、こうした協議会でありますとか、審議会とかいろいろあるわけでありますが、今、その基本条例の関係も公開にいたしております。しかしながら、これも委員さんのいろんな都合、調整をしながらやっておるわけでございます。そしてまたこういう委員会が開かれておりますということは、ある程度は知らせてあるわけでもあります。そういうことで、そうした問い合わせ等があるということも必要ではないかなというふうにも思います。しかしながら、不十分な点もあったかと思しますので、これについては今後十分配慮をしてみたいというふうに思います。

それから、合併協議会を否定しておるといふ言い方は、私はおかしいのではないかなと。やっぱり5年を目途に調整をするということが言われておって、今、総務部長が申し上げたのは、そういうことの中で、内容的にはこういう進め方をしますよということを委員さんにもお知らせをしましたということをお願いしたわけであって、何もそれをないがしろにしているとか、そういうことではないということは御認識をいただきたい。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で岡前治生議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

16番、藤原正憲議員。

○16番（藤原正憲君） 私も3点ほどちょっと質問させていただきたいと思います。

1点目は、先ほど伊藤議員との質問にも関連があるんですけども、これ20年度の決算資料でございます。それによりますと、上水道会計というのは給水原価、いわゆる1立米当たりにかかった費用のことですけども、これは給水原価が269円、

そしてまた供給単価、それに対して入ってきた収入、立米当たりですけども、これが242円ということで黒字といたしますか、なっています。簡易水道につきましては、今言いました給水原価、これはすべて1立米当たりにかかった料金が要するに429円、12簡易水道組合があるんですけども、すべて同じ給水原価である、費用が一緒がある。けども、供給単価、入ってくるほうの収入に対する立米当たりの金額は、高いところで228円、一番安いところで千種の137円と、この幅があるわけなんです。

先ほども個別料金云々の話が出ておりましたけども、そういうことで私は要するに12の簡易水道のいわゆる給水原価、これをはっきり示していただいたら、どれぐらい赤字になって、開きがあるということは一目瞭然にわかると思うんで、その辺ちょっと資料をお願いしたい、このように思います。

それから、また2点目ですけども、上水道というのは企業会計ということで、一般会計からの繰り入れといたしますか、税等の繰り入れができない、補助できないというようなことがあります。つまり税金は使わないということなんですけども、一方簡易水道につきましては、御案内のとおり、高料金対策の話が出ておりましたけども、要するに波賀町なんかもそうですけども、集落が点在しておる。しかも高低差がある。しかもまた管路延長が長くなるということで、どうしても建設工事費等が高くなって、水道料金が高くなる。そのために国の特別交付税なり地方交付税なりでその財源の補助、高料金対策ということで交付税が来ておるわけですけども、私は市長の政治的判断で市といたしますか、国もそれだけの補助、助成をしておるわけですから、市もこの際、何らかの上乗せができなかったのかなと、こういうちょっと思いがあるんで、その辺ちょっとまた市長の御意見をお聞きしたいと思います。

それともう一つ、宍粟市はIターンとかUターンとか基本計画でいろいろおいしいといたしますか、スローガンといたしますか、上がっておるんですけども、やっぱり水道料金、こないに水が豊富なところが、県下でも4番目、5番目というように高い。しかもまた国保税もしかりというようなことで、そういうことを推進している上でちょっとマイナスにならへんかなあ、そういうような思いがするわけです。先ほど総務部長の答弁の中にもちょっとあったんですけども、このために私は生活弱者といたしますか、高齢者といたしますか、そういう方に対しては何らかの軽減措置というんですか、そういうようなことも検討していただいたらよかったかなあと、このように思います。

もう1点は、このように急激に、例えば4割、5割アップになるということでご

ございますので、これにつきましてはやっぱり固定資産の負担調整率ではございませんけども、4年、5年かけて1割ずつ上げて5割のそこへ持っていくと。こういう段階的な対応もできなかったのかなあ。これについて審議会の意見も出なかったんかと思っておりますけども、その辺ちょっと3点お尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、市としてというお話がありましたが、今もかなりの一般財源の繰り入れを行っております。今、提案をいたしております料金改定になったとしても、一般財源の繰り入れをしなければならん、こういう状況でもございます。

それから、今、過疎債というお話が出ておったわけですが、過疎債というのは国民全部の税金の中から特別枠としてそうした制度があるわけでありまして。まず、そのことだけは認識を持っていただきたい。過疎地域のものだけのお金というよりも、多くの全体の中で、そうした地域にはいろんな配慮をしようじゃないというのが過疎債でありますから、その点も上手に使うことも必要であります。そういった観点もひとつお考えをいただきたいというふうに思います。

それから、いろんな制度については福祉のほうでございまして。そういったことでも調整をしながらということもあるだろうと思いますが、いずれにしても、料金というのはできるだけ安いほうがいいというのは間違いがないわけでありまして、皆さんも私もそうであります。しかし、いつ、どこかではこうしたことをしておかないと後々大変なことになるという、こういう気持ちでやっておりますので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 審議の中で、一度に上げなくて負担調整、いわゆる段階的なことがあったのかということにつきましては、これは意見としては出ております。そういうふうにしていただければ負担も軽減していいという方法がありますが、ただ、将来的なこと、それから今までの格差のこと、総合的に言われまして、やはり段階的にするのではなしに一度の改定が望ましいという、そういうような審議を経た結果がそうなっております。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 供給単価と給水原価のことですけれども、上水道につきましては、議員がおっしゃるとおり、給水原価が269円で供給単価が242円です。それぞれ簡易水道ごとに計算してみますと、一宮が給水原価が502円です。供給単価はそれぞれ182円、183円から225円となっております。



ります。それで波賀におきましては、給水原価が281円で供給単価が163円となっております。千種におきましては給水原価が454円で供給単価が146円、平均でいきますと給水原価が128円、それと供給単価が191円となっております。やはり倍からの給水原価でありますので、この値上げのもととなっております。また詳しい資料につきましては、後ほどまた議長を通じて提出したいと思っております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

---

午後 1時00分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

第27号議案についての質疑を受け付けます。

ありませんか。

15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、本議案にかかわりまして田路市長にお尋ねをしたいと思っております。

私も宍粟市の合併に当たっては、いろいろと議員の立場で、また田路前町長とは各集落を回って合併のデメリット、メリット等について説明、懇談会を本当に懇切丁寧に行ったなというふう感じております。合併をして5年、6年目に入っておりますけども、今回の水道料金、また次の議案の下水道料金につきましては、本当に平均して計算してみましても、3万円以上の両会計ですけども、負担になるのではないかなど。平均的な家庭でというふう算定ができるというふうに思います。

やっぱり合併したらサービス水準が低下し、負担が重くならないかということが一番の合併の際の論議でございましたし、たくさん懇談会でそんな意見、合併前の旧町での懇談会で聞かせてもらったことを今改めて思い出しております。しかし、行財政改革の推進により急激な変化に留意しながら適正な住民負担を徹底します。あるいはまた合併後急激な変化が生じないよう十分留意しながら、適正な水準で設定しますというふうな形で合併説明会が行われております。当時の町長、また現在の市長の田路市長等におかれましては、やはり今回の水道料金、下水道料金、合併して6年目に入っておりますけども、住民にとっては非常に大きな負担になるんで

はないかなど。また、経済的にいうてもデフレ基調、給与が上がらない、物が本当に安くなっていったる状況でございますので、これ以上住民負担を招くようなことについてはもっと慎重になさるべきではないかなというふうに思います。この点で再度答弁を求めます。

それからまた、田路市長自身、町長時代は懇切丁寧に住民との懇談もされてきた経緯もございます。やはりこうした大きな制度改正、料金改正でございますので、この秋にも予定されております市と住民との懇談会の中でも十分説明された上で決定されるべきじゃないかなというふうに思うんですけども、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 住民負担につきましては、確かにこうした時期でありますので、そういった考え方も幾らか持っておりますし、しかしながら、先ほどから申し上げておりますように、合併以後5年という一つの目標設定がされております。その中でかなりの一般財源を繰り入れて運営をしてきた、そういう経過もございますし、これももし私が避けて通れば、さらにそういった運営面で大きな支障を来してくるところであります。そういったことで、これらにつきましては、6年目を迎えたということもございます。あるいはまた先ほど説明の中で申し上げましたように、それぞれの修繕なり、いろんなことの確定も見てきたところでもあります。そういうところの中で、こうした提案をいたしたところでございます。

それから、説明につきましても、この後行われます説明会等で十分説明をしてまいりたいというふうに思っておりますし、また、この案件につきましては、提案の中で申し上げましたように、非常に重大な案件でございますので、議会におかれましても、議会の権限、そしてまた責任において十分御審議をいただいて、決定をしていただければというふうに思っております。そういう中で、また住民の意見も反映されるのかなど、そんなことも思っておりますので、御理解をいただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

11番、大上正司議員。

○11番（大上正司君） 私のほうからも1、2点質疑をさせていただきたいと思っております。多くの議員がたくさん質疑されましたので、ほとんど理解できたんですけども、重複する点があるかもわかりませんが、お許しさせていただきたいと思っております。

まず、今もお話がありましたが、市長が提案理由の中で今回のこの改正案は現在

の料金体制が合併前の料金体であって、合併協議会で5年以内に見直すというようなことになっておるんでということと、あるいはまた水道会計等を圧迫しておるので、今回の改正をしたいというふうな幾つか4点ほど理由を挙げられました。そして、公共料金審議会委員の皆さんにお世話になって、いろいろ検討していただいた結果、それを受けて今回改正案を提案しているというふうな説明をいただいたわけですが、私も十分承知しておるんですが、私、一般質問でもちょっとこれに関係しておりませんが、質問しておるんですが、市長は施政方針で今年は創造と挑戦の年にしたいと、力強く述べられまして、果敢に挑戦するというふうに言っておられます。

本当に市民生活に直結するこの水道料金の改正が、新しく市長が今言います今年度は創造と挑戦の年にしたいというふうにおっしゃっておられますことを反映した改正案になっておるんだろかなと。いろいろと市長自身、御苦勞あっておることとは承知しておりますが、私が思いますのは、市長の施政方針からいいますと、逆にこういった上下水道料金などは引き下げの方向に英断されて、そして他市町からでも宍粟市に行ったら水道料金も下水道料金も安い、あそこへ行ったら住みやすいというような格好で宍粟市に転入してくる方があるような、そういったことを想像していろんな事業に取り組んでいただけるのかなと期待しております、この水道料金につきましても、引き上げじゃなしに引き下げにでもなるんかなというふうな感じを持っておりましたが、そこらあたり今回のこの改正によりまして、それぞれの改定がどのように潤い、改善され、そして一般会計からの繰り入れが減とはなりますけども、そのことが市民にどのように潤いを与えるというんですか、どのように市民に理解されるというんでしょうか、そういったことにつきまして、いま一度お聞かせいただきたいなど。

逆に私が思いますのは、こういった引き上げによりまして、水道料金等の滞納などが増えていくんじゃないかなというふうな心配もいたしますので、この改正が本当に市長がおっしゃいます創造と挑戦の年、そういった発想のもとの行政運営かなと、ちょっと疑問を持っておりますので、ここらあたり答弁をいただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） いろんな言葉について相反するというような批判をされるわけですが、創造と挑戦というのは、みんなが一緒になって新しい宍粟をつくっていかうということでもあります。その中で、一つの大きなものの中に皆さん方がいつも

おっしゃっておる行財政改革ということもございます。そういう中で宍粟市の行財政の実態というのは、議員も一番よくご存じだろうと思いますが、宍粟市の財政状況というのは、非常に篠山とよく似通ったところがございます。資産といういろんなものはたくさんありますけれども、それに対して経費もたくさんいっておる。そして、もう一つは、その他の費用というものの中に一般会計からの繰り出しというのが大きな比率を占めております。そういうことの中で大きく将来を考えれば、いつかはこうしたこともやっていかなければならん。そして、それとあわせて先ほども申し上げましたが、運営面あるいは管理面の合理化も図っていく。目標としてはそりゃ将来には今おっしゃったように次のときには何ぼか下げていくというような努力もしていきたいとは思っています。しかしながら、言葉で言うのと現実にはなかなか難しいものがあるわけですが、そうした財政指標、そういったものも十分検討しながら、今後における管理運営、そういった合理化あるいはまた効率化、そういうことに努力をしてまいりたい、そのことが将来においては少しでもよくなることではないかと、このように思っているところであります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） それぞれ議員さんがお尋ねをされましたので、私、この1点についてお尋ねをしたいと思います。

千種町が簡易水道の事業が完了いたしました。今接続をさせていただいております。接続をさせていただいておるんですけども、なかなか接続率の向上に繋がっていないという部分があるんですけども、この料金が値上げされることによって、接続率が低下、横ばいにならへんかなというような懸念もされるわけでございますけれども、そのあたりしっかりと検証していただいているのかどうか。接続することによって、料金が上がることによって、それぞれの地域においては自己防衛的な反応と申しますか、上水道を使わずに山の水を使うとか、また井戸の水を使うとかいったようなことも予想されるんですけども、そのあたりのことについてやっぱり水道料金の伸びにも関係してくるんじゃないかなというようなことも思いますので、そのあたりについて十分に検討されたのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 千種の簡易水道は19年、20年で今工事が完了しております。事業費的には46億8,000万円ほど使いまして、工事が完了しているわけでありまして。そこで、工事が完了したところ、徐々に接続していただいております。今の接続率でありますけれども、千種町におきましては90.87%となっております。それで順次まだ未接続のところはいろいろと条件がありますので、まだこれからの啓発のこととなっております。順次、接続につきまして啓発を行いたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 3番、高山政信議員。

○3番（高山政信君） 接続することによって徴収の料金が減るといいますか、それぞれの家庭で山の水を使うとか、井戸水を使うとかいうような利用率が高くなって、料金のほうにもはね返ってくるんじゃないかなということを懸念されますので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） その件につきましては、千種町はやはり地下水が豊富と聞いております。しかし、水の安全性からいいますと、やはり大腸菌とかいうふうな懸念もあります。やはり安全な水を供給するためには簡易水道を飲んでいただくよう、これから啓発するつもりであります。料金につきましては、幾分か高くなるかもわかりませんが、しかし、千種町の料金体系は基本水量は含まれておりませんので、若干高くなると想定をしておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） それでは、第27号議案につきましては質疑を終わります。

続いて、第28号議案について質疑を受けたいと思いますが、ありますか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。これも大変旧町にとっては大きな引き上げになる地域が出てくる問題ですけれども、一つお聞きしたいのは、旧波賀町の場合、下水道の管理運営について、元利償還については一般会計で持ちますと。あと人件費、委託料、動力費等の管理費についてはその70%を使用料で賄うというふうな目安で料金が決められてきた経緯があるんですけれども、実際、今、出されている資料を見てみますと、山崎町も含めた計算になっておりますので、旧波賀町の基準から言えば相当使用料で賄える金額が増えております。

それで、今回の料金改定に当たって、私が先ほど述べましたような一つの管理運営の費用を使用料で、どの程度賄うのかというふうな目安を決められた上で今回の提案がされておるのか。そういう意味では、財政的に大変弱い波賀町の中で下水道を整備するに当たって、高い使用料になったら普及しないというふうなことで、こういうふうな決め方がされてきたわけでありましてけれども、それはそれで大変私は大きな意味を持っているんじゃないかなというふうに思いました。

それで、今回の使用料を検討するに当たって、どういうふうな基本的な考え方で臨まれたのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、下水道の標準的な家庭の使用料というふうなことで、人頭割の場合で標準世帯3人というふうなことで掲載がされておるんですけども、実際の宍粟市内における平均的な家庭の人数というのはどういうふうになっているのか、お示し願いたいと思います。

それと、旧波賀町、千種町では、下水道料金の上限を定めておまして、8人を超えると、もうそれ以上については一定の8人までの額にするというふうなことで、世帯人数が多い家庭には配慮がされておったんですけども、今回見る限りにおいてはそういう条項も外されておるというふうなことになるんですけども、先ほど来出ております住みよい宍粟市という意味において、家族の人数が増えたら増えるほど負担が重くなるという、水道も下水道も同じですけども、そういうふうな料金体系に少しでも歯止めをかけようということで、8人以上といたら対象の家庭はかなり少なくなるとはありますけれども、そういう配慮もされておりました。そういう点について今回はどういうふうな考え方で臨まれたのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、提出されておる資料で見ますと、下水道全体で去年の3月末現在で89.25%の接続率というふうなことで、あと残りが10.75%、世帯数にしますと、1,525世帯残っておるようでありますけれども、この残っておる世帯の加入促進方法ですね、当然加入促進を図らなければせっかく多額の投資をした施設が生きてこないということになりますし、その恩恵も受けれないという利用者の側から立てば言えるわけで、その利用促進ということもあわせて加入促進ということもあわせて考えていかなければならないと思いますけれども、そのあたりはどういうふうにご考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君）　まず、1つ目の下水道料金のところの考え方でありませ  
けれど、一つに汚水の原価が916円となっております。それで料金単価が133  
円となっております。この差額の分を全額回収しようと思ったら、高く料金が設定  
されます。それで、回収率50%ということで、今の料金に設定させていただいて  
おります。

それと、もう一つ、8人を超えたらというところでありませけれど、料金的には  
今回は統一ということで市内どこにおられてもということで、この8人は条例から  
消させていただいております。

加入促進の方法といたしましては、それぞれこれからいろんな懇談会とかを通じ  
まして加入の促進を啓発していきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願  
いいたします。

平均的なところは実質3人であります。

○議長（岡田初雄君）　暫時休憩します。

午後　1時22分休憩

---

午後　1時22分再開

○議長（岡田初雄君）　休憩を解き、会議を再開いたします。

答弁を求めます。

水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君）　平均的なところはそれぞれ一本で会計しておりますので、  
資料はちょっと持ち合わせておりませせん。また、後で資料を提出したいと思ってお  
ります。

○議長（岡田初雄君）　ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君）　下水道使用料の考え方として資本費、管理委託料を合わせ  
て全体の経費の50%をとというふうなことであったんですが、私が合併前のことを  
持ち出して、どうかなとは思いますが、でも合併前の旧波賀町でその考え方  
で財政運営をされてきた、そういう実績がある中でそういう意味での宍粟市全体と  
しては旧波賀町よりは確かに財政力も大きくなっている中で、旧波賀町のような基  
本的な考え方の中でそういうふうな下水道の運営も可能なんではないかなというふ  
うなことを思うんですけれども、そういうふうな旧町ごとにいろんな歴史があつて  
決められてきたとは思いますが、そういうふうな検討を旧町ごとの経営状況

を見ながら、この旧町でどれを取り上げれば一番いいかなというふうな検討はされなかったのか、多分恐らく山崎の経営手法を取り入れられたということだとは思いますが、そういうふうな検討は行われてなかったのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、上限を設けるということに関してでありますけれども、先ほど来出ておりましたように、今でさえ人口が減り続けている中で、人口を増やしていこうというのが宍粟市の姿勢であって、そういう中で工場の誘致に対してはいろんな補助金が出たりとかいうふうなことで、それが有効に働いているかどうかは別にして、そういうふうな措置がされております。しかし、実際この宍粟市に住み続けておる人には、こういうふうな値上げが押しつけられることによって何のメリットもない、そしてまた家族の人数が多ければ多いほど大きな負担になるというふうな、そういうことで水道の値上げとあわせて本当に下水道については節約のしようがありませんから、丸々かぶってくるというふうなことを考え合わせますと、やっぱり千種、波賀でやっておったような8人というふうなことももっと広げて、6人以上とか、そういうふうな上限性を設けるとか、宍粟市の人口増に貢献しているという家庭が重くなるというふうな制度のあり方というのは考え直すべきじゃないかと思うんですけれども、また公平性云々かんぬんで合理化されるんでしょうけれども、そのあたり再度お聞かせ願いたいと思います。

それと、未接続の関係でいいますけれども、波賀町なんかはかなり早く接続、施設自体は100%完成して、それでももうそれからかなりの年数たっておりますけれども、いまだに100%ではなくて、先ほどの数字を見ても96.41%というふうなことで、まだ接続されていない家庭があります。

それで、その下水道が完成した当初についてはいろいろな融資制度でありますとか、そういうことで手当てをされてきたわけでありましてけれども、今現在となつてはそういう手当てが全然されてない、とにかく自力でつけなさいよというふうなことになっています。それで先ほど部長が言われたように、啓発は確かに大事でありますけれども、その啓発だけではもう進まない状況に来ているという認識をしっかりと持っていただいて、今回の料金改定に当たって、私は改定額にはとても賛成できる立場ではありませんけれども、この改定に当たってやっぱり接続率、あと10%というのを、残りをどう接続して下水道の恩恵を受けてもらうかということについても、しっかりと考えていただく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、そのあたりいかがでしょうか。



○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 事務局として審議会に出ておりましたので、検討の考え方の一部、委員さん方の意見を参考にしながら御説明を申し上げたいと思います。

まず、料金設定の基本的な考え方でございますが、当初、私どもが具体的に提案しましたのは、元利償還金等を除きまして70%の経費を料金で賄ってもらうのが望ましいと。ただ、70%にしますと、先ほど水道部長が言われましたように、非常に高額になります。したがって、次に、出てきた根拠としては高料金対策の基準に合う、国からの支援が受けられる、そのところまで統一をさせていただきたいということがまず基本に決まりました。ただ、審議会でも出ましたのは、なぜ70%なのかと。70%になってもいいのかという論議がございまして、70%にこだわらなく、あくまでも100%を目指して料金改定が望ましいと。しかしながら、現時点においては3町の中の料金の国の補助が受けられる基準でもって設定したのが現在の価格ということで答申をいただいております。

次に、8人の関係でございますが、これは市長の今後の方針にもよりますが、審議会でも検討したのは、まず今各町がばらばらであると。値上げをする、値上げをしない、また上限を設ける、これは統一した後の検討になるということで、今現在も山崎の流域下水道を除きまして統一ができません。ですので、今回はとりあえず第1段階としてそういった人頭制のものをどうしていこうと。その際には8人とかいうような上限は検討もされていませんし、設定をする条件に至っておりません。

それと、普及促進でございますが、審議の過程で特に出ましたのは、高齢者の方々がやはり自分の負担能力等で接続できない、この実情はあるんですが、在宅で介護をする、在宅で最後まで生活ができるという意味では下水道の普及促進、これは実際にけがをされて、トイレに行かれた方も下水道の水洗の便所と、そうでない便所の介護の仕方は全く違うといったような実例の話の中で、そういったことも含めて推進を図っていこうという話が出ております。したがって、衛生だけやなしに、高齢者の在宅介護等のしやすさ、そういうようなことも含めて今後整備については普及促進を図るとともに、これは施策の問題でございますので、また、いろいろな意見の中で市長もまた検討されるというふうに思いますので、今回の審議ではそういうところでの推進を図っていこうということでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これでもって質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第27号議案及び第28号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第27号議案及び第28号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決しました。

日程第8 第29号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第8、第29号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第29号議案、宍粟市火災予防条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布をされ、新たに実用化、商品化が見込まれる固体酸化物型の燃料電池を規制の対象として、新たに規定する必要がありますので、今回改正しようとするものであります。

また、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布され、新たに設置免除規定を追加する必要がありますので、あわせて改正をしようとするものであります。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、秋田裕三議員。

○4番(秋田裕三君) 近年、電池のたぐいは非常に技術的な進歩が激しいわけですので、ちょっとわからんで聞くんですが、この上から3行目の後ろの段で固体高分子型燃料電池、または固体酸化物型燃料電池とありますが、具体的にこれはどういったところに使っている実用事例なのか、具体事例をお示しいただきたい

と、それだけであります。

○議長（岡田初雄君） 消防本部消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 失礼いたします。今回の改正に入っておりますこの火災予防条例で規制される燃料電池、これにつきましては、現在、固定分子型とかリン酸型とかいうふうなことで、既に規制が入っているものでございますが、それらを含めましてこの燃料電池といいますのは、すべてが当てはまるものではありませんけど、一つの例としましては、例えば今現在実用化されているものとしましては、プロパンガスを電気分解、逆の作用を利用しまして水素と酸素に分けまして、それを発電機の発電作用に持っていくというようなことが現在メーカーでも進められて実用化も進んでいるというようなことは資料のほうでお聞きもしております。

特に、こういう燃料電池といいますのは、太陽電池と違いまして、それぞれのそういう燃料を電気分解の逆作用をしまして、発電作用に持っていくというようなことで、一般的には固体高分子型というようなものにつきましては、家庭用とか、あるいは小型の業務用とか、あるいは自動車用とかいうようなものに利用が進んでいるようであります。また、固体酸化物型とか申すものにつきましては、これは業務用とか、あるいは分散型の電源用とかいうようなことで利用が進んでいるというようなことでございます。

ただ、宍粟市におきましては、こういう燃料電池に伴います家庭等におきましての利用ということについては、まだ届けは出ておりません。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。

本議案については、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第30号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第9、第30号議案、ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第30号議案、ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定についての提案理由の説明を申し上げます。

ばんしゅう戸倉スキー場については、近年の雪不足やスキー人口の減少により、経営的に非常に厳しい状況にある中で、近隣施設のくるみの里及び音水湖カヌー競技場の3施設を一体的に管理運営することで、平成20年8月に現指定管理者であるMONグループと基本協定を締結いたしております。

この中でばんしゅう戸倉スキー場について、自然状況により経営が大きく左右されるため、スキー場経営のリスク負担を考慮し、平成23年3月31日までを指定管理期間としているところであります。

現指定管理者のMONグループは今般のスキー人口の減少や雪不足等スキー場を取り巻く厳しい状況の中で、長期間の指定管理を視野に入れた経営がなされ、強い責任感のもと、大きな設備投資を行いながらも、雪不足の状況が続く中、2年連続黒字経営を維持されていることは、想像以上の経営努力がされているものと評価するところであります。

このたびスキー場の指定管理期間の最終年度を迎えますが、ばんしゅう戸倉スキー場をくるみの里及び音水湖カヌー競技場と一体的に引き続き指定管理者制度を活用し、運営することがより適切な管理運営が行えるものと考え、MONグループを次期指定管理者とすることが最善であると判断したところであります。

また、指定管理期間につきましては、くるみの里、音水湖カヌー競技場との整合性を図るため、平成26年3月31日までの3カ年としております。

指定管理者の指定に当たっては、宍粟市指定管理者選定審議会に諮問し、事業計画の内容や指定管理者としての資質等を慎重に審議をいただき、適切であると答申もいただいております。本件につきましては、次年度以降の運営について、できる限り早期に指定管理者を決定し、PR活動等を展開し、継続的かつ円滑な運営を行

う必要があることから、指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、今9月議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。この間の補正予算にも出ておりますけれども、カヌークラブ施設の指定管理料が134万円計上されております。この134万円というものの積算根拠を示していただきたいと思えます。

それと、公の施設に係る指定管理料の指定手続等に関する条例の中で、指定管理者の指定に当たっては、まず事業計画書をあわせて申請するようになっておりますし、その当該年度が終わった場合には、事業報告書を提出することになっておりますけれども、今回の指定管理に当たっての事業計画書と前回の前期に当たる事業書を資料として提出していただきたいと思うわけですが、その点いかがでしょうか。

あと、カヌーのクラブハウスで、あそこでカヌーの体験ができるようになっておるんですけれども、この間、聞いたところでは料金的な意味で高いというふうな評価があるようで、例えば地元の自然学校なんかで利用するのがなかなか難しいとか、そういうふうなことも出ておるようでございます。そういう点で今回指定管理料、その134万円の根拠を見なければわかりませんが、そういう地元の自然学校等で利用しにくいとかいうふうな料金体系になっておるのであれば、当然民間の会社でありますから採算性を考慮しなければなりませんけれども、そういうことではあくまで基本は市の施設でありますから、料金の減免制度とかいうふうなことで市が補てんするというふうなことも十分考えなければならないことであるとは思いますが、指定管理料とそのあたりの地元の利用促進が図られるような施策がとられておるかどうか、その点お聞かせ願いたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、3点の御質問だったかと思います。お答えをさせていただきます。

まず、本議案につきましては、ばんしゅう戸倉スキー場の指定管理に係るMONグループとの締結の案件でございます。直接的には今お尋ねのカヌークラブハウス

の部分とは直接の関係はないと思いますが、基本的な考え方のとこだけ申し上げたいというように思います。

まず、指定管理料の積算につきましては、大きく3点の考え方を市は持っております。まず、1点につきましては、それぞれの施設の収益をもって独立の採算がとれる施設、これにつきましては、宍粟市では千種のスキー場でありますとか、今出ていますばんしゅう戸倉スキー場でございます。

それから、もう1点につきましては、収入はありますけど、それぞれのその収益でもって採算がとれない、すなわち指定管理料が発生するような施設、これにつきましては、例えば文化会館ですとか、スポニックパークですとか、今回補正で提案させていただいておりますカヌークラブハウス、これが2点目でございます。

3点目につきましては、実質地元の管理で行っていただく管理の部分、これが例えば農村広場ですとか、農園ですとか、これが3つ目の考え方でございます。

カヌークラブハウスの関係につきましてはの134万円につきましては、当然指定管理料が発生する施設ということで、外づけのトイレですとか、施設の維持管理、それから消耗品に係るものをそれぞれ事業収入から差し引いたものを指定管理料として積算をさせていただいているという状況でございます。

2点目の基本計画、過去2年間の収支の状況でございます。このことにつきましても、先般の選定委員会の中でも十分議論をしていただきました。まず、MONグループにおきます過去2年間のばんしゅう戸倉スキー場の経過でございますが、平成20年につきましては、目標の入り込み者数4万人に対しまして3万2,329人ということで、約80%の入り込みで売り上げが概算8,370万円、実質収益が366万円の黒字となっております。引き続きまして21年度につきましては、全国的に非常に暖冬の年でございます、非常に各スキー場等も経営に苦慮されたわけでございますが、そのような中で目標3万6,000人に対し、3万846人、85.6%ということで売り上げ6,900万円、単年度の利益でも55万円上げられたということで、先ほど提案説明にもありましたように、企業努力、すなわちMONグループが今経営展開しております近隣のスキー場とのスキーチケットの共通の券を導入するとか、それからファミリーゲレンデでのムービングベルトの導入ということで、親しみやすい、また入ってもらいやすいような施設展開をされているという状況でございます。

また、来年度以降の基本計画書の提出等につきましては、後ほど議長とも相談させていただいて検討させていただきたいというふうに思います。

それから、3点目のカヌークラブハウスの利用促進の件でございます。この件につきましても、当然カヌークラブハウスそのものを指定管理者の中で企業のそれぞれの優位性ということで、それぞれが住民サービスなり福祉の低下を来さない範囲で企業努力をしていただくという原点の中から、それぞれMONグループが設定しております単価、それから先般の議会でも提案して承認していただきました使用料等を勘案してそれぞれ設定しているところでございますので、特に地元の方々を使用しやすいという減免の条項については、今のところ採用はいたしていないというのが実情でございます。

以上、3点でございます。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 第三セクターで市が50%とかを持っている部分については事業報告なり計画なりを議会に報告するという義務がありますけれども、指定管理についてはこういうケースの場合、議会には報告義務がないわけでありましてけれども、実際は事業計画書と事業報告書が市には提出されておるわけですから、こういう部分についても情報公開という点においても、またそういう議会のチェック機能を働かすという点においてもぜひ提出をしていただきたいと思います。

それと、今回は言われておりますように、戸倉スキー場の関係での指定管理の議案でありますけれども、でも、3つの施設を一体的に経営されるというふうなことで、それで先ほども言いましたように、せつかく地元にある施設であるのに、指定管理がされているがために、企業判断で地元の人が、地元の人がというよりも、例えば学校行事なんかで使いたいとか、そういう部分についても企業判断に任せておっていいのかどうか。せつかくの施設があっても利用料金が高いからほかの安い施設があったとすれば、その宍粟市からほかの施設を利用しておるような実態があるんだとすれば、それはやっぱり市としても指定管理は市が決められたことですから、それで一方的に企業に対して軽減しなさいということは、その裏づけがなければ当然できないことでもありますから、そういうやっぱり利用しやすい環境づくりというのは、やっぱり市の責任でしなければならぬんじゃないかなというふうに思います。

それで、実際教育委員会のほうにもお聞きしたいんですけども、実際に自然学校等で引原のカヌー体験等が取り入れることが困難であったとか、そういうふうな事例が私が聞いた範囲内ではあったというふうに聞いているんですけども、あったというふうなことがもしあるとすれば、当然そういうふうな対応も必要となってくる

と思いますので、そのあたりの実態としてどうであったのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） 自然学校につきましては、先ほど御指摘のとおり、いわゆる従来は宍粟市外でもいろんな施設を使いながら自然学校をやっておったわけですが、できるだけ宍粟市内でいろんな活動を実施していこうという中で、カヌーについても利用しておるところでございます。

先ほど御指摘の利用しにくいといいますか、そういうことがあるのかという部分につきましては、具体的にそういう調査をしたわけではありませんけれども、今、御指摘の4,000円というのは、なかなか難しい部分があるかと思っておりますけれども、ただ、それぞれMONのグループの判断の中で料金を設定されておるという部分があります。我々といたしましては、カヌークラブにつきましては、いわゆる姫路の野外活動センターを利用する子どもたちも利用しておりますので、いろんな形でカヌー教室等を開く、あるいはいろんな大会を誘致する等、いろんな啓発を含めながらこの施設をできるだけ有効に活用していきたいと、そういうように考えております。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 1つだけお聞きしておきます。このばんしゅう戸倉スキー場に指定管理者制度を導入する。特に地元の雇用のことに対していろいろと議論をした経緯があります。この会社は養父にありますね。そういうこともあって、養父の方から人を連れて行って、例えば雪退けとか、そういうのもするんじゃないかというような、当時そういう話がありました。現在の雇用状況をお聞きしておきたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 雇用の状況の御質問でございます。御指摘のとおりMONグループで主に戸倉スキー場の管理を行っていますマックアースにつきましては、養父市に本拠があるところでございますが、具体的な雇用の関係につきましては、従来の氷ノ山観光で雇用されていた人が引き続き、詳細な人数は今手持ちはないわけでございますが、雇用をされていると。全体の施設の運営、管理についてマックアースのほうでされているというふうにお聞きをしております。

以上でございます。



○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第30号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第30号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第10 第31号議案～議第32号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第10、第31号議案及び第32号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の額の決定についてを一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第31号議案及び第32号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の額の決定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案しております内容につきましては、平成22年6月27日未明、市営最上山公園内の樹木が根腐れと風により倒れ、同公園東側に隣接する墓地内に所在する宍粟市山崎町上比地14番地の5の松原一夫氏及び同今宿248番地の久保 孝氏両氏の所有する墓石や灯籠を破損し損害を与えたことにより、本件事故の和解と損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

損害賠償の内容及び額につきましては、松原氏に係るものが仏石、灯籠、延べ石の取り替え及び修繕で54万7,050円と、久保氏に係るものが灯籠、法名碑の修繕で30万4,500円の合計85万1,550円でございます。

以上、一括して説明を申し上げましたが、よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。損害賠償の額のことですから、どうかとは思

いますけれども、あくまで公費が使われることなのでお聞きしますけれども、今、市長の説明はありましたけれども、それぞれ賠償額の算出根拠は具体的にどうなっておるのか、その点まずお聞かせください。

それと、この倒木事故については、墓石の被害というふうなことであったんですけれども、これがもし人というふうなことになる、また大変大きな問題になっておったんじゃないかなと思うんですけれども、そういう点で今回の市営公園に対しての市の管理状況というのはどうであったのか、その点お聞かせ願いたいというふうに思います。

それで、今回のこういう公園の倒木事故を受けて、他の同じような公園があると思うんですけれども、そういう公園の点検作業というのは行われたのか。

以上、お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神名博信君。

○土木部長（神名博信君） 賠償額の算定につきましては、石材店の見積もりによるものでございます。それと、管理状況でございますが、この位置につきましては、最上山東側に位置します大雲寺の裏山での倒木でございます。所有者は個人でございます。なかなか管理に行く部分についても難しいなという箇所でございます。今後はこれをもとに管理は十分行っていきたいと思っております。

この箇所につきましては点検はしておりません。申しわけないです。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第31号議案及び第32号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第31号議案及び第32号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第11 第33号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第11、第33号議案、市道路線の認定及び廃止について

てを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 第33号議案、市道路線の認定及び廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、相生宍粟線及び宍粟香寺線戸原橋等が完成しましたことから、市道船元中比地線及び市道船元中比地線バイパスが新たに県道宍粟新宮線として県管理道に移管されるため、今回廃止するものであります。

これに伴いまして、旧県道宍粟新宮線を市で引き継ぐこととなりますので、千木屋御名線、御名6号線として市道認定し、御名5号線については終点部分を変更する必要がありますので、一旦廃止して、終点を変更して新たに認定しようとするものであります。また、県道相生宍粟線の完成に伴いまして、宍粟新宮線とのバイパス道路として御名7号線を認定しようとするものであります。

次に、国道429号線は、現在千種地内の商店街部分を通っておりますが、商店街内の路線は1車線しかなく、幅員も狭く、車両、自転車、歩行者の通行に支障を来しているため、かねてから市道千種黒土線を国道429号線に振り替えてもらえるよう要望しておったところでございますが、今回、振り替えできることになりましたので、国道429号線と県道若桜下三河線及び県道千種新宮線の一部について、千種黒土線、土井久上町線、黒土学校前線として認定し、現在の市道千種黒土線が県道として移管されるため、廃止をしようとするものであります。

この結果、合計で7路線の認定と4路線の廃止をいたしたく道路法第8条及び第10条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第33号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設常任委員会に審査を付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第33号議案は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

午後2時10分まで休憩いたします。

午後 2時01分休憩

---

午後 2時11分再開

○議長(岡田初雄君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第12 第34号議案～第46号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第12、第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)から、第46号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)までの13議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) 第34号議案から第46号議案までの補正予算13議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、平成22年度下半期の各種施策を展開する上で、重要な補正予算と位置づけ、今年度中の財源見通しにつきましても総合的に勘案し、施策の方向性や効果等、全般的な見直しを行う中で、前年度決算に伴う剰余金に係る基金への積み立てをはじめ、国県補助金の変更及び事業費の確定による整理を行うとともに、4月1日以降の人事異動に伴う人件費の組み替え及び共済費等の精査を行っております。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

最初に、第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)につきましては、補正総額で、歳入歳出それぞれ8億5,309万4,000円を追加し、補正後の総額を238億131万4,000円としているものであります。

歳入の主なものにつきましては、市税において、景気の低迷による個人所得の落ち込みや企業の設備投資の後退に伴う償却資産の減少による減額を行い、地方特例交付金及び地方交付税につきましては、確定額による精査を行い、分担金については、農村整備事業の確定等による受益者分担金を増額し、国県支出金では、災害復旧事業の確定による精査、まちなか振興モデル事業、子育て支援特別対策事業、ほ

場整備ほか農村整備事業及び緊急防災林整備事業を推進するための県補助金を追加をいたしております。

また、カシノナガキクイムシの森林病虫害防除事業を行うための県委託金を計上いたしております。

財産収入では、市が出資しております第三セクターの決算に伴う配当金及び公用車購入による売払収入を、寄附金においては、ふるさとづくり寄附金及び児童福祉指定寄附金を計上をいたしております。

繰入金につきましては、当初予算で財政調整基金の取り崩しを予定をいたしていましたが、次年度以降の財源確保を図るため見直しを行っております。

繰越金では、21年度決算に基づき、歳入歳出差引額から繰越明許財源を控除した実質収支額を繰越金として計上をしております。

諸収入では、医療費助成事業等の国県支出金の過年度精算及び現年度事業の確定額を計上し、市債では、公共土木災害事業債の変更及び臨時財政対策債の精査を行い、教育施設整備に係る過疎対策事業債を追加をいたしております。

次に、歳出の主なものにつきましては、冒頭に申し上げましたとおり、一般会計全般にわたり人事異動等による人件費及び関連する費用の精査を行っております。

最初に、総務費では、前年度決算に係る剰余金の2分の1を地方財政法の規定に基づいて、財政調整基金に積み立てるための予算措置を講じるとともに、6月議会で議決をいただき購入しました旧県庁舎活用に伴う維持管理経費を計上をいたしております。

また、3市民局管内で実施をするまちなか振興モデル事業補助金及び住民税国税連携システム構築に係る委託料を追加し、光ケーブルなど情報化施設等の移設・修繕工事費を増額をいたしております。

民生費では、外出支援サービス事業の拡充による増額及び保育所緊急整備事業補助金を計上するとともに、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計への繰出金、老人医療費県補助金及び生活保護費県負担金の精査を行っております。

衛生費では、グリーンエネルギー機器導入促進事業補助金及び火葬場の老朽化修繕に伴う工事費を追加するとともに、国保診療所特別会計、鷹巣診療所特別会計、病院事業特別会計、水道事業特別会計及び簡易水道事業特別会計へ繰出金の精査を行っております。

農林水産費では、シカ・イノシシからの被害軽減を目的とした野生動物防護柵集落連携設置事業補助金の増額、補助整備事業の事業主体確定に伴う負担金の精査を

行うとともに、県営農免農道整備事業の確定による負担金の減額をしております。

また、緊急防災林整備事業補助金の増額及び広域基幹林道開設事業費の確定による負担金の追加を行っております。

商工費では、指定管理施設の算定見直しに伴う指定管理料の増額のほか、消費者行政推進を目的とした消費者相談センター所管の公用車購入費を計上しております。

土木費では、下水道事業特別会計への繰出金につきまして、人件費等の精査に伴う減額を行っているほか、河東大橋修繕など道路修繕工事費を追加をいたしております。

消防費では、自治会等で管理する消防詰所等の改築に対する消防施設整備費補助金及び防災備品などの整備に要する自主防災組織緊急育成支援事業補助金を増額しております。

教育費では、学校規模適正化推進事業に係る学校閉校記念事業補助金を計上するとともに、千種南小学校の改修工事を追加し、小中学校の遊具・備品について、点検に基づく撤去費及び購入費を計上いたしております。

災害復旧費については、林業施設災害及び公共土木施設災害復旧工事費を増額し、県が一括実施している災害復旧工事の市の施設分について、負担金を追加いたしております。

公債費では、起債制限比率の改善を目的として、有効な繰上償還を実施するため予算措置を講じております。

次に、第35号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金及び国保医療施設整備に対する特別調整交付金並びに医療費の確定による第三者納付金を計上するとともに、歳出では、人件費の精査、療養給付費等交付金の精算返還金及び国保診療所施設整備に係る繰出金を予算計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ1,416万2,000円を追加し、補正後の総額を43億4,216万円といたしております。

次に、第36号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金及び一般会計からの繰入金を計上し、歳出では、看護師の人件費及び賃金のほか、繰越金に係る国民健康保険診療所運営基金への積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ6万4,000円を追加し、補正後の総額を3億8,604万7,000円といたしております。

次に、第37号議案、平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、一般会計からの繰入金を減額する一方、前年度決算に伴う繰越金を計上し、歳出では、人件費の精査を行っており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ18万円を減額し、補正後の総額を1,112万4,000円といたしております。

次に、第38号議案、平成22年度宍粟市老人保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金を計上し、歳出では、医療費負担金の翌年度精算に伴う返還金等を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ390万円を追加し、補正後の総額を733万円といたしております。

次に、第39号議案、平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金等を計上し、歳出では、後期高齢者医療広域連合への翌年度精査に伴う納付金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ689万6,000円を追加し、補正後の総額を4億6,266万6,000円といたしております。

次に、第40号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金、介護給付費の国県支出金等の翌年度精算額を計上するとともに、一般会計繰入金の精査を行っております。歳出では、人件費の精査のほか、前年度介護給付費負担金の精算に伴う返還金及び前年度繰越金等に係る介護保険事業基金への積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ2,759万3,000円を追加し、補正後の総額を35億7,170万3,000円といたしております。

次に、第41号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、前年度決算に伴う繰越金及び高料金対策繰入金の確定に伴う一般会計繰入金の精査を行うとともに、波賀町簡易水道施設整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎対策事業債、災害復旧に係る公営企業等災害復旧事業債を予算措置をいたしております。また、落石災害に係る公有建物災害共済金を計上いたしております。歳出では、人件費の精査のほか、簡易水道施設整備工事費を増額し、繰越金に係る基金積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ3,889万1,000円を追加し、補正後の総額を12億5,824万4,000円といたしております。

次に、第42号議案、平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、前年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰入金を補正

するとともに、建物災害共済金を予算措置いたしております。歳出では、人件費の精査のほか、繰越金に係る公共下水道事業基金への積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ118万5,000円を減額し、補正後の総額を17億3,689万9,000円といたしております。

次に、第43号議案、平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入で、一般会計繰入金及び前年度決算に伴う繰越金を計上しております。歳出では、人件費の精査のほか、繰越金に係る農業集落排水事業基金への積立金を計上しており、補正の総額は、歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加し、補正後の総額を7億2,088万1,000円といたしております。

次に、第44号議案、平成22年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査による収益的支出の増額補正及び老朽管の改良工事等に関します資本的支出の追加補正を計上するほか、収入につきましては、一般会計からの高料金対策繰出金等を計上しており、支出補正総額は3,467万6,000円を増額し、補正後の支出予算の総額を10億3,943万5,000円といたしております。

次に、第45号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、医師、看護師等の人件費の精査による収益的支出等の補正予算を計上しており、支出補正総額は2,574万5,000円を減額し、補正後の支出予算の総額を43億8,404万5,000円といたしております。

最後に、第46号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人件費の精査に伴う業務事業費の減額を行う一方で、家畜損害防止事業等に要する経費の予算措置を行っており、補正の総額は、収入支出それぞれ114万7,000円を減額し、補正後の総額を8,922万5,000円といたしております。

以上、補正予算13号議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げました。冒頭で申し上げましたとおり、平成22年度の諸施策が効率的かつ順調に推進できますよう、それぞれ補正措置を講じておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は分割して行います。



まず、第34号議案について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。私の所属している委員会に係るものについては、また委員会でお聞きしますけれども、それ以外について、何点かお聞きしたいと思います。ただ、8億というふうな大変大きな補正予算になっておりますので、多項目にわたるんですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

まず、29ページの外出支援サービスの委託料ということで、550万円計上されておりますが、これの内訳がわかりましたら、お示し願いたいと思います。

それと、同じページで、人権啓発の関係で、これは金額が少ないんですけども、隣保館の連絡協議会に5万円とか、あと人権啓発支援事業補助金で10万円というふうなことが上がってきておりますが、これがなぜ今補正で上がってくるのか、お聞かせください。

次、31ページの保育所緊急整備事業補助金3,394万円、これはどこの保育所なのか、どういう事業をされるのか、お聞かせください。

次、34ページでありますけれども、予防費、予防接種等合わせて750万円の増額が行われております。これについては、新しい予防接種等が入ったのが原因なのか、そのあたり増額になった要因をお示しくください。

それと、同じページでグリーンエネルギーの補助金が1,000万円計上されております。これの詳細についてお聞かせください。

それと、しらぎく苑の工事費ということで、170万円計上されておりますけれども、これについては、私の認識としてはしらぎく苑の工事は終わっておるように思っておったんですけども、この170万円の支出について詳細をお示しくください。

次、上水の関係で35ページの一般会計からの繰入金で高料金対策ということで4,834万円計上されております。高料金対策については、2年前の決算に基づいて算出されるように書いてあったように思うんですけども、この4,834万円については、どういう算出のもとで出てきたのか、それで、当初予算の段階ではなぜわからなかったのか、お聞かせください。

それと、簡易水道の繰出金の減額1,657万円についても、その減額の要因、工事費の入札減やったら減で構いませんから、端的に御説明ください。

それと、36ページの農村整備事業の調査設計費800万円、それとあわせて、その下の基幹水利施設ストックマネジメント負担金ということで250万円計上さ

れておりますけれども、それぞれの詳細を教えてください。

それと、37ページの農免道路の負担金の減額2,353万円、それと、38ページの緊急防災林2,692万円、広域基幹林道の511万円、これの詳細をお示してください。

それと、土木費で41ページの道路修繕費、市長からも若干説明がございましたけれども、この1,300万円については、もう既に修繕箇所が決まっておるのであれば、その修繕箇所、そして、あわせて、もし決まっておらないのであれば、今からどういうふうな使途がされるのか、お聞かせください。

それと、40ページに公用車の購入費ということで180万円計上がされております。それで、この公用車に限らず物品購入にすべてにわたることなんですけれども、この間、特に公用車の開札結果を見てみますと、予定価格よりかなり低い価格で落札者が決まっておるのかなという認識を持っております。それで、果たしてそれで、利益が上がっておるのかなということを心配するわけでありましてけれども、そういう点で今後この予算がとおれば、この公用車の入札が行われるわけでありましてけれども、やっぱり、利益が上がらない入札というのは、基本的にあり得ないわけだと思っておりますけれども、やっぱり、こういう物品購入についても最低制限価格というふうなことが必要なんではないかなと、この間、開札結果を見て思っております。予算計上とは直接関係ないかも知れませんが、もしお考えがあったらお聞かせください。

次、44ページの消防施設整備費の補助金390万円、それと、自主防災の補助金500万円、これについて詳細をお示してください。

それと、53ページの災害復旧工事費ということで、かなりの金額が上がっておりますけれども、これは昨年の9号台風の災害によるものが計上されておるのか、その点、もし違うのであればその詳細をお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 順次答弁を求めます。

健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） それでは、お答えします。

外出支援サービス事業の委託金、29ページ555万円を計上させていただいております。これにつきましては、4月から新規の参入者がございまして、4、5、6の実績と、あと6月以降につきましては、予定見積もりという形で計上させていただいております。6月以降は月52万円程度で、4月から6月は実績ということ

で、合計で555万円ということで計上させていただいております。

それと、もう1点で、34ページの予防費の関係で予防接種のところです。11節の医薬材料費で187万1,000円を上げております。これにつきましては、日本脳炎のワクチン、これは日本脳炎ワクチンにつきましては、ちょっと控えるということから、4月からは積極的に接種するというちょっと方針が変わってきましたので、日本脳炎を実施することといたしております。日本脳炎のワクチンなり、注射器を購入するというので、187万1,000円計上させていただいております。それから、委託料につきましては412万4,000円、これは日本脳炎の予防接種につきまして、集団接種また個別接種を予定しております、それのお医者さんの費用等委託料412万4,000円を計上させていただいております。扶助費につきましては、これはヒブワクチンの関係で、3回受けられる人、2回、1回とあるわけですけれども、そこらを見積もりしまして138万8,000円の扶助費が必要ということから計上させていただいております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） まず、29ページの隣保館の負担金のほうでありますけれども、これにつきましては、今年度初めて取り組みをしますいきいき地域づくり事業、その県の隣保館連絡協議会という組織がございます。そちらのほうへの負担金、初めての事業でこういう負担金が生じるというところで上げさせてもらっているところであります。

それから、人権啓発の10万円のところでありますけれども、これにつきましては、市民活動の支援事業ということで、その要望が出てきておりました、障がい者の作品づくりのワークショップをしていくとか、高齢者の生きがいをづくりの講演会とか、そういうものを実施したいというような要望が出てきておりました、その分を補正として上げさせてもらっております。

それから、34ページのグリーンエネルギーの関係でありますけれども、これにつきましては、太陽光発電の補助要綱に基づきまして、その補助をする申請物件がかなり当初予定より多く出てまいりました。件数としまして27件、今既に要望が出てきておりました、今後の予想も含めまして一応1,000万円というところで上げさせてもらっているところであります。

それから、同じページのしらぎく苑なんですけれども、しらぎく苑につきまして、当初予定になかったわけなんですけれども、日よけのブラインド、それを何とか追加し

たいということで、その経費ということで上げさせてもらっております。

それから、44ページの消防設備整備費等の補助金の関係でありますけれども、これにつきましては、それぞれ各自治会の方から要望が出てきているものであります。消防設備整備費として出てきております塩田自治会の詰所、器具庫、それからホースなど機材を購入するという、それについての補助であります。曲里の詰所の改修、それから斉木の防火水槽の補助というようなことで、それぞれ地元の方から要望が出てきているものにつきまして上げさせてもらっている、この総額390万円ということであります。

それから、40ページの方で180万円の公用車購入なんですけれども、これにつきましても、くらしの消費者相談員の設置というこの事業の中で公用車ということではありますが、この予算額設定等については総務の方から答弁をお願いしたいと思います。私の方は、この事業としまして、行動をするのに公用車を購入したいということで上げさせてもらっている分です。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、るる説明をさせていただきたいと思います。

まず、36ページでございます。農村整備事業の調査設計事務委託料800万円でございます。この事業につきましては、安賀のほ場整備がいろんな状況の中で、24年から県営ほ場整備で施工されることの方針が決定になりました。したがって、その下の負担金補助及び交付金で団体営ほ場整備で減額で156万円しております。当初は連合会が事業主体で安賀のほ場整備の調査設計を19.5%、156万円計上しておりましたが、今回県営ということになりましたので、事前の調査設計については、市が行うということで、新たに負担金を減額して委託料800万円計上させていただいたというのが800万円でございます。

引き続きまして、基幹水利施設ストックマネジメント事業につきましては、戸原、宇原地区のストックマネジメント事業でございます。国県4分の3、市4分の1で1,000万円事業費が増加したことによります250万円の市の負担金の増でございます。

続きまして、37ページの農地費のその他負担金、県営農免農道の事業負担金減額の2,353万7,000円につきましては、今計画しております菅野蔦沢の農免農道の事業費が減額によります負担金の減でございます。当初、全体事業費3億5,000万円が2億1,600万円に減額したものによります14.3%の負担率の減でござ

ざいます。

次、38ページ、お願いをいたします。38ページの林業振興費の負担金、補助金及び交付金の緊急防災林整備事業の補助金2,692万7,000円の増額につきましては、緑税対策の10分の10補助の事業で、当初市内200ヘクタール予定しておりますのが、事業費の増で300ヘクタール増になりました関係2,692万7,000の増額でございます。

続きまして、林業基盤整備事業費の負担金のところの広域基幹林道の511万5,000の増額でございます。このことにつきましては、今施工中の千町段ヶ峰、昨年災害等で執行ができておりません。昨年の災害復旧分も含めまして、事業費が大幅に増加したものでございまして、市の1割負担分511万5,000円増額をさせていただいております。

引き続きまして、53ページの災害復旧費の真ん中ほどの林業施設災害復旧1,350万円計上させていただいております。このことにつきましては、昨年の台風9号の災害とは直接関係なしに、今年5月の24日から25日、集中豪雨によります災害で被災を受けたものでございます。場所につきましては、山崎町生谷地内長水山へのアクセス道路であります林道法師ヶ谷線災害復旧工事ということで、5月の被災、7月に査定を受けているところでございます。事業費1,350万円計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 土木部長、神明博信君。

○土木部長（神明博信君） 土木部よりページ41、一番下段にあります土木修繕工事費1,300万円について、河床指定、路線指定をいたしております。場所は、道の駅北側にかかる河東大橋左岸側県道まで市道名につきましては、河東大橋線ということで、延長290メートル間について舗装の打ち替えを行うものでございます。地元よりも強い要望が出てきておる路線でございます。その上に委託料として80万円予算化しております。これにつきましては、この路線のボーリング調査、土質調査をするがための80万円でございます。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） ページ35ページになります。高料金対策繰出金4,834万7,000円であります。これにつきましては、予想では基準外でありましたけれど、平成22年度で示された基準額を満たしておりますので、補助金対応として

あります。それで、算出の方法でありますけれど、平成22年度の基準額は167円であります。平成20年度の資本費は189.8円あります。その差額22.8円に平成20年度の有水量212万470をかけましたら、4,834万6,000とこうなっております。

それと、その下のマイナスの1,281万円ありますけれど、これにつきましては、他の財源がありました前年度の繰越金が263万6,000円を受け入れております。それと災害に遭ったところ共済に入っております。その共済金は1,242万5,000円の歳入となっております。それで、利子償還分に充てましてマイナスの1,281万円とこうなっております。

その下の繰出金マイナスの295万5,000円あります。これにつきましては、人件費の関係であります。異動によるものであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育部長（福元晶三君） 私の方からは、31ページ、児童福祉費の関係の負担金補助及び交付金であります。今年度より教育委員会が所管しておりますので、お答えをさせていただきます。

保育所緊急整備事業補助金3,394万5,000円ありますが、場所はどこかと、こういうことありますが、くりのみ保育園の関係でありまして、遊戯室兼保育室の建設に補助しようとしておるものであります。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 40ページの公用車の180万円の購入にかかります入札のことでお答えを申し上げます。

公用車の購入については、カタログ等の金額を予定価格といたしまして、入札しております。それよりかなり安く落札になるのか実態でございます。ただ、お尋ねの最低制限価格のことでございますが、これは、土木工事等のようにかなり安い金額で手抜き工事等がありまして、適正な工事施工等が確保できないときに設けることができるという規定がございます。したがって、工事者等につきましては、きちっとした製品、既製品を購入するわけでございますので、そういう危険性はないということから現在の制度としては、最低制限価格は設けないということになっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 失礼します。45ページの自主防災組織緊急育成支援事業補助金ということで500万円を上げさせていただいております。この事業につきましては、22年度から3年間の間に、各自治会を単位としてその防災組織の育成支援事業に対応していこうということで、現在40件の申請が出てまいっております。まだ、400万円を当初予算に計上しておりましたですけども、150万円ほど不足しております。また、3年間の期間を設けております。それで、今回500万円の補正をさせていただきまして、1件について20万円の5分の4の補助をしていこうということで、御案内のとおりでございます。その額が今回500万円ということで計上させていただきました。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 自分の所管のところの質問はしませんとか言うとして、2人も答弁していただきまして、申しわけありません。

一つは、そのしらぎく苑の工事費で、ブラインドの設置というふうに言われたんですけども、当然、ブラインドなんかいうものは、当初から必要やというふうなことがわかっておったのかなと思うんですけども、どういう経過でそういうブラインドが抜けたりしたのか、わかりましたら教えてください。

それと、37ページの農免道路の関係で、この間農免道路についてはいろいろと言ってきておりますけれども、今回、先ほどの説明では、1億円以上事業費が減ったようなことかなと思うんですけども、どういう理由で事業費が減っておるのか、その点再度お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 新しい施設であるわけですし、しらぎく苑の一番南側になる待合室になるんですけども、そちらのほう、2面、東向いた面、南向いた面、そのところについて当初いろいろあったようですけれども、やはりレールを設置する枠はつくっておいてということで、様子を見てつけようかなというようなことになりまして、最終それをつけずにいたんですけども、やはり床が焼けこむ、中に入れている什器類が焼けるということもわかりましたので、この際、何とかブラインドを設置させていただきたい、施設としては明るさを出していくような、そういう施設にしていきたいなというような当初のこともあったんですけども、やはり今回、ブラインドを何とか設置していこうということにさせていただきたいと

思っています。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、37ページの県営農免農道事業の負担金の減の状況でございます。御案内のように、農村整備事業につきましては、昨年度からの事業仕分けの対象の中で廃止の一定の方針が出ております。したがって、22年度当初の予算では昨年原形のまま計上しておいたわけですが、事業費が確定したことによる減でございますが、22年度の執行につきましては、ある程度予測がされておりましたので、21年度からの一部繰越金と新たに農村整備事業の中の交付金という新しい枠が設けられております。その事業等々対応いたしまして、当初の計画どおり22年度は現年度分としては減額になっておりますが、総額とすれば、ほとんど前年度並みで執行できるんじゃないかというふうに考えているところでございます。ただ、23年度以降の予算の確保については未確定のままでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

17番、伊藤一郎議員。

○17番（伊藤一郎君） 24ページの総務課の光ケーブル工事費2,640万円ですけれども、これ担当委員会なんで資料としてきちっと出してもらいたいさかいに、この工事関係で、大体富士通が初めに、当初的には契約を結んでますから、富士通との契約との間に設計変更なんかされると、それによるものかよるものでないのか、そこら辺のどこをわかりやすく出してもらわないと審査できない。

それと、もしこの中に、事業所、店舗、別荘などの引込工事の分がここに入ってくるんだとしたら、これは一つ地方自治法の92条の2にひっかかってくる可能性があります。ですから、それに関して、総務課としてどういう考え方をしているのか、その点もちゃんとわかりやすく今度審議するところに出して来てください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） また、委員会でいろんな質問にはお答えしたいと思います。今回の補正の2,640万円につきましては、国の経済対策等による県道、国道、そしてまた、市道もなんです。道路改良工事がたくさん行われております。その関係で、電柱に添架している部分を移設しなければならないというようなことで、当初月平均で100万円を見込んでおりましたが、そういった工事がたくさんございまして、月300万円程度の実績が出ております。したがって、今回の2,6



40万円については、支障電柱移転等の補償移転工事の分でございますので、先ほど申されたのは違いますので、また、ほかで御説明いたします。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 38ページのカシノナガキクイムシ防除の105万円の内容を教えてください。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） 林業振興費の委託料の105万円の内訳について、御説明をさせていただきたいと思っております。

御案内のとおり、広葉樹の枯渇に関する委託の業務であります。北海道、青森を除けた以外、日本海側、北陸の地方で10数年前から広葉樹の大木が枯渇をしております。兵庫県においても5年ほど前から但馬・丹波地方でナラの木を中心にそれぞれ枯れが目立っているということで、宍粟市においても昨年からは氷ノ山の国有林でナラの木が枯れているという状況で、今年度に入りまして、一宮町の黒原の地内でナラの木がそれぞれ枯れているという状況でございます。今回、この被害が南下をして、将来的には兵庫県でおきましたら、六甲山景のナラの自然帯も侵すというような非常に危機の中から、県の10分の10の補助の中で、被害の最先端地で食い止めるということで、委託料105万円計上させていただいているという状況でございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

9番、大倉澄子議員。

○9番（大倉澄子君） 3点、お尋ねいたします。

24ページ、委託料123万9,000円、電算システム改造委託料とありますが、これつい最近、固定資産でありますとか、国保税の取り過ぎの通知が来ましたけれども、これに関係する委託料なんでしょうか。

それと、30ページ、負担金補助及び交付金のところで、子ども及び老人の遊び場設置促進補助金90万円とあります。場所をお知らせくださいませ。

それから、46ページ、報償費のところ、スクールガードリーダー謝礼、協議会委員謝礼、12万円、17万円あります。これ内容をお尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 24ページの電算システムの委託料につきましては、国、いわゆる所得税の申告を国税、税務署が受けます。住民税は市が受けるんですが、

今現在国税の申告書を税務署にコピーをもらいに行っております。このことを簡素化するために、このシステムを入れまして、国税の申告が自動的に地方住民税にも反映できるというものでございます。なお、国保税等の固定資産税のことで御迷惑をおかけしていることについては、おわびを申し上げたいと思いますが、その経費につきましては、今のところ業者実費負担という交渉をいたしておりますので、公費は発生しない予定でございます。御迷惑をかけて申しわけございません。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 30ページの子ども及び老人の遊び場の設置の補助金です。予定しております自治会が塩田、鶴木、下宇原、この3自治会を追加で予定しております。

○議長（岡田初雄君） 教育部長、福元晶三君。

○教育委員会教育部長（福元晶三君） 私の方からは、46ページの報償費の関係の2点、お答えしたいと思います。

1点目、スクールガードリーダーの謝礼であります。昨年度まで県の100%補助金の中で各旧町単位に1名、いわゆる登下校の見守り隊等々の指導者として配置がなされておりました。それに対する報償が昨年度で県のところで打ち切りになりまして、今年度市負担という制度に変更する中で、4名お願いをしたところであります。その経費であります。しかしながら、各旧町によっては、学校数がそれぞれ違っておりまして、基本的には1校当たり6,000円、それぞれ旧町で謝礼として4名の方にお支払いをしていきたいと、このように考えております。

その下の協議会委員の謝礼であります。千種地区にあつては、適正規模が進んでおるわけではありますが、千種地区の適正化の協議会、その委員さんの謝礼として計上させていただいております。1万円の17名ということで計上させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第35号議案から第40号議案までの6議案について質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。介護保険特別会計で14ページのところで精算返還金っていうのが2,173万円ということで、かなり返還金としては大きな金額じゃないかなと思うんですけども、どういうケースの場合に、こういう返還金が生じたのか、わかりましたらお示し願えたらと思います。

それと、簡水の特別会計の関係で13ページの水道施設工事費の3,200万円、それと14ページの災害復旧費の844万円、これの詳細がわかりましたら教えてください。

○議長（岡田初雄君） 岡前議員、簡水はここのところに入っていないので、次のときをお願いします。

○14番（岡前治生君） わかりました。

以上です。

○議長（岡田初雄君） では、答弁を求めます。

健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 介護保険の返還金です。これは、前年度の分でございます、介護給付費の分につきましてが国県ありまして、国のほうが830万円余り、それから、県のほうが330万円余りです。これは給付費の分です。それから、もう一つが、地域支援事業に係る交付金の精算でございます。これの返還金が社保基金のほうで40万円余り、それから、県費のほうで48万円、それから、国費のほうで920万円余りということで、合計で2,173万円というような内訳になっております。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 私が聞いたかったのは、精算の返還金が生じるケースというのは、具体的にどういう場合に、たくさん払い過ぎておった、給付し過ぎとったということなんですけども、どういうケースの場合にそういうたくさん、まだ介護認定受けてなくて緊急に給付したけども、精算の結果、介護度が低かったとか、そういうケースでこういう結果が生まれておるのか、そういうことを知りたいのと、実際に返還になったケースというのはどの程度あるのか。そして、実際にサービスを受けた人にはそういう返還ということに伴う影響というのはないのかどうか、そのあたりのところを再度お聞かせください。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 精算なんで、とりあえずは実績から何%ぐらいなこ

とということ、当初負担金等も納めます。そういった中から実際にかかれた分、そういった実績に基づいて介護請求なんかも1年たってから請求なんかもある場合がございますので、そこらあたりを年度をまたいで待って、精算していくということになるんで、そこらあたりの分につきまして、今言いましたように療養給付費のほうで1,100万円、それから介護支援の地域の支援、そういった事業につきましますのが1,000万円余りというような状況になります。

○14番（岡前治生君） どういうケースの場合に、そういうふうな返還というふうなことが生じるのかなということですか。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 精算についてはもう事前に何ぼ払っていた、精算すれば何ぼという差し引きでの請求なんで、個々具体のものにつきましてはこちらで言うのは確認してみないとだめなんで、とりあえずは精算金ということで既交付分、それから実際に使った分という差し引きになりますので、この計上はそういうことで計上しておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、第41号議案から第46号議案までの6議案について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 済みません。失礼しました。簡易水道事業特別会計で、先ほど言いましたように13ページの関係で工事費の3,200万円、そして災害復旧費の844万円について詳細を教えてください。

それと、15ページの公債費の財源変更について、これがどういう理由で財源変更になっているのか、教えてください。

それと、下水道特別会計の関係でも11ページの関係で公債費の財源変更が行われておりますけれども、どういう理由で行われたのか、お示してください。

○議長（岡田初雄君） 水道部長、米山芳博君。

○水道部長（米山芳博君） 13ページの簡易水道施設等工事費であります。3,200万円の補正であります。これにつきましては9億4,600万円ほどで、今、簡易水道の工事を現在しておるわけでありまして、今年発注する分が約5億ほどあります。

その中で順次、もう既に発注しておりますけれど、あと谷今市工区分の事業が残っております。今の予算で少し足りませんので、あと1,600万円ほどの増額をしていただく予定であります。それと、原南大橋の水管橋の改築であります。内面が腐食しておりますので、老朽化による付け替えをする予定であります。それと、今現在施工中でありますけれど、安賀工区におきまして、既設の設備、急速ろ過機とか、電気配線盤とか、そこら辺が老朽が著しく当初の改築に予定がなかったため、今回改築の必要性が生じたのでの補正であります。合計合わせまして3,200万円です。

それと、災害復旧費につきましては、一宮町の下三方簡易水道の深生橋であります。深生橋の水干端は9月台風により被災しております。災害復旧工事により現在の橋に計画では添架する計画でありましたが、下流に新しい深生橋があることから、現在の橋は落橋されることになりました。よって、水道管も新しい橋に添架する必要となったため、新しい橋までの配管工事、橋の添架工事などを含めましての今回の補正であります。約170メートル下流へ回る計画であります。それと舗装費が640平米、それから橋の添架が45メートルです。それで1,200万円ほどかかる予定でありますけれど、当初予算の分を引きましての844万2,000円の増額です。

この公債費の財源の繰り入れでありますけれど、元金のマイナス80万5,000円につきましては、基準額の部分で当初資本費157円を見ておったのが159円になりましたので、その2円の分の差額をここへ入れましての財源変更となっております。それでその他の財源がマイナスになっております。それと1,281万円のマイナスにつきましては、先ほど言いましたように共済金を掛けておりますので、その財源を充てたためにその他財源が減っております。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 財政全般のこととございますので、下水の財源更正の457万4,000円のことにつきましては、当初、繰越金の予定をしておらず、一般会計が負担すべきものとして、その他財源に上げておったんですが、繰越金があったので、繰越金を充てて一般会計からの繰り入れを減らしていただくという内容でございます。

また、簡水につきましても、先ほど水道部長からありましたように、保険金が入ってきた、繰越金があったというようなことで一般会計との財源更正をいたしてお

ります。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございますので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第34号議案から第46号議案までの13議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第34号議案から第46号議案までの13議案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第13 請願第3号

○議長（岡田初雄君） 日程第13、請願第3号、県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件を議題といたします。

この際、紹介議員より請願趣旨の説明を求めます。

10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 失礼します。請願第3号、県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件につきまして、請願の趣旨を紹介議員といたしまして、趣旨書に従いまして御説明をいたします。

蔦沢地区住民が長期にわたりまして、念願いたしております山崎、波賀、千種を結ぶ道路網実現策として現在波賀市民局内で実施されております県営林道前地カンカケ線を蔦沢地区の上ノまでカンカケ上ノ線として延長していただきたく要望するものでございます。

当路線の位置は、揖保川水系支流伊沢川の源流に位置し、県道429号線、すなわち県道の岩野辺山崎線として存在をしておりますが、上ノ最北部に位置いたしません岩上神社以北は通行不能でございます。しかし、この路線の開設による効果は絶大なものと確信をいたしております。近年の風水害による被災発生状況を鑑みますとき、森林の持つ防災機能を高める適正管理に必要な幹線道であり、ライフライン確保の観点からも重要視される存在であります。

また、宍粟市中央の南北幹線として、利用度の高い道路網の一角を担うものであ

ると確信をしておりますので、どうか諸事情御賢察の上、賛同をいただきますよう  
よろしく願いをいたしまして、趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（岡田初雄君） 實友 勉議員の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番、岡前治生議員。

○14番（岡前治生君） 14番です。2点お聞きしたいと思うんですけれども、1  
点目は、県営森林幹線道という事業というものの事業主体というのは県になるのか、  
それとも市になるのか。そのあたりのことをお聞かせ願いたいのと、あと地図が添  
付されておるんですけれども、ここで書いてある1案、2案、3案というふうに色を  
変えてしてあるんですけれども、ここで要望されている計画路線延長については、ど  
の部分について要望されておるのか、ちょっとわかりにくいので、そのあたりわか  
りましたら教えていただければと思います。

○議長（岡田初雄君） 10番、實友 勉議員。

○10番（實友 勉君） 事業主体につきましては県でございます。県営でございま  
す。そして、路線なんですけど、この路線につきましては、案としてこの路線をすべ  
て提案をしていきたいと。どれか県の方で決めていただきたいというふうに考えて  
おるところでございます。

○議長（岡田初雄君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） それでは、ないようでございますので、質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第3号は、お手元に配りました議案付託表のとおり産業建設任委員会に審査  
を付託したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

請願第3号は、産業建設常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月9日午前9時30分より開会します。

本日は、これで散会といたします。

御苦労さまでございました。

(午後 3時18分 散会)